

**第2期**  
**士幌町子ども・子育て支援事業計画**

〔 2020～2024  
令和2年度～令和6年度 〕

令和2年3月  
士 幌 町



# 目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画期間.....	3
4 計画の策定体制.....	4
(1) 子ども・子育て会議.....	4
(2) 土幌町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査.....	4
第2章 土幌町の子ども・子育てを取り巻く状況.....	5
1 人口・世帯の状況.....	5
2 結婚・就業の状況.....	10
3 土幌町の子育て支援サービスの状況.....	14
4 アンケート調査の結果.....	19
第3章 基本的な考え方.....	56
1 基本理念.....	56
2 基本目標.....	57
3 施策の体系.....	59
第4章 子ども・子育て支援事業.....	60
1 教育・保育提供区域の設定.....	60
2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策.....	60
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	63
第5章 基本目標ごとの取り組み（行動計画）.....	71
1 地域における子育ての支援.....	71
2 母と子どもの健康の確保・増進.....	74
3 子どもの教育環境の整備.....	78
4 子育てを支援する生活環境の整備.....	81
5 仕事と家庭との両立の推進.....	82
6 子ども等の安全の確保.....	83
7 支援を必要とする児童への取り組みの推進.....	84
第6章 計画の推進及び点検評価.....	90
1 計画の推進体制.....	90
2 計画の点検評価.....	90
資料編.....	91
1 土幌町子ども・子育て会議条例.....	91
2 土幌町子ども・子育て会議委員名簿.....	92
3 土幌町子ども・子育て会議開催状況.....	93

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

わが国では、出生数の減少傾向が続いており、少子化が急速に進んでいます。平成30年の全国の出生数は91万8千人（対前年比2万8千人減）、合計特殊出生率（女性が一生に産むとされる子どもの数）は、1.42（土幌町：平成28～30年の平均1.37）となっており、過去最低であった平成17年の1.26からいくぶん回復しているものの、3年連続で低下しています。

土幌町では、平成17年度からの「土幌町次世代育成支援行動計画」を基に、これから育っていく子どもたちが健やかに成長できることや、子育てをする人の様々な悩みや不安を少しでも取り除くことを目指して取り組みを進めてきました。

しかしながら、現在の子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる家庭が増え、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。

このような環境の変化に対応し、様々な課題を解決するため国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させました。

本町においては、平成27年3月に「土幌町子ども・子育て支援事業計画（第1期・平成27年度～令和元年度）」を策定しましたが、令和元年度で終期を迎えることから、計画内容の見直しを行い、新たに令和2年度から令和6年度までの5年間を期間とする土幌町子ども・子育て支援事業計画（第2期）」を策定するものです。

## 2 計画の位置づけ

この計画は、「子ども・子育て支援法」の基本理念（第2条）を踏まえ、同法第61条に規定される5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものですが、併せて「次世代育成支援対策推進法」に定める「市町村行動計画」として土幌町におけるおおむね18歳未満のすべての子どもと家庭を対象とした子ども・子育て施策を総合的・一体的に進めるための計画として位置付けるものです。

また、上位計画である「土幌町第6期町づくり総合計画」、健康福祉、教育分野の関連計画・方針との整合・調整を図りながら策定しています。

### 子ども・子育て支援法（第2条・基本理念）

- 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

### ◆ 上位計画 ◆

土幌町第6期町づくり総合計画  
～ 輝く未来へ しほろ創生 ～

整合



第2期  
土幌町子ども・子育て支援事業計画

整合



### ◆ 関連計画 ◆

土幌町第3期地域福祉計画  
土幌町障がい者福祉計画・第5期障がい福祉計画  
土幌町教育振興基本計画

### ◆ 根拠法令 ◆

子ども・子育て関連3法  
・子ども子育て支援法  
・認定こども園法  
・関連整備法  
次世代育成支援対策推進法

### 3 計画期間

この計画の期間は、子ども・子育て支援法の設定に基づき、5年を1期として定めることとし、第2期は令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までとします。

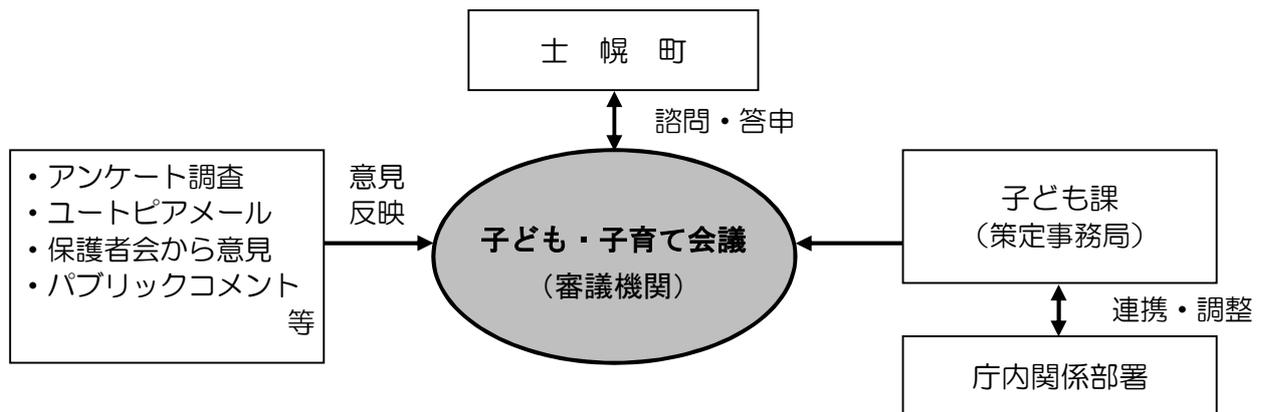
また、計画内容について定期的に点検・評価等を実施し、見直しを行うこととしています。

平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)
士幌町子ども・子育て支援事業計画 [第1期]									
				策定作業	士幌町子ども・子育て支援事業計画 [第2期]				

## 4 計画の策定体制

### (1) 子ども・子育て会議

この計画は、土幌町における子ども・子育て支援事業を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえ実施するため、子ども・子育て関連事業関係者や学識経験者などに町民からの公募委員を加えた10名で構成する「土幌町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容について審議しました。



### (2) 土幌町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査

この調査は、就学前児童及び小学生の保護者を対象に、生活実態や子育てに関する意識、要望・意見などを把握し、本計画で定める教育・保育及び子ども・子育て支援の事業量を推計する基礎資料を得ることを目的に実施したものです。

項目	区分	配布数	回収数	回収率
調査対象	就学前児童	204 世帯	129 世帯	63.2%
	小学生	241 世帯	172 世帯	71.3%
対象者の抽出方法	住民基本台帳から小学生までの子どもがいる世帯を抽出			
調査期間	平成 30 年 12 月 3 日～12 月 25 日			
調査方法	こども園・保育所（園）、小学校を通じて配布・回収、子ども園等に入所していない幼児の世帯は、配布・回収ともに郵送			

## 第2章 士幌町の子ども・子育てを取り巻く状況

### 1 人口・世帯の状況

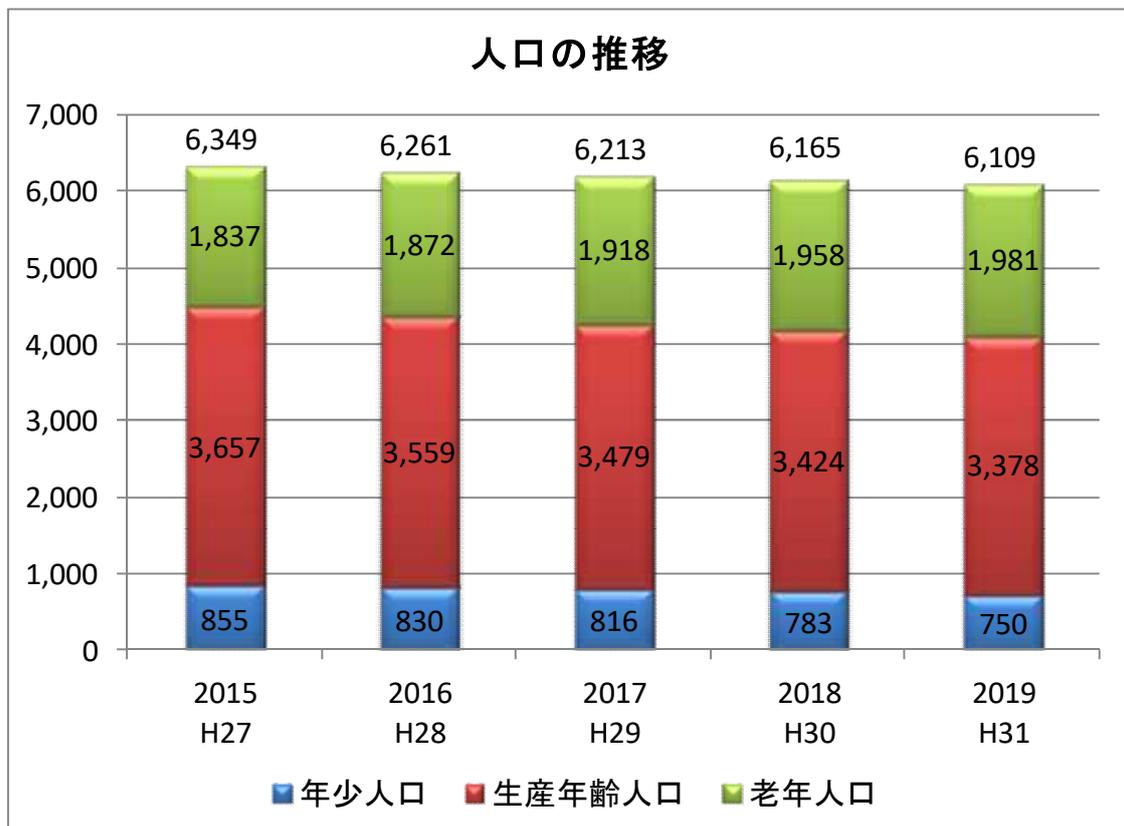
#### (1) 人口動態

本町の総人口は年々減少し、平成31年4月1日で、6,109人です。(住民基本台帳)  
人口構成割合の推移を見ると、15歳未満の年少人口割合は減少し、65歳以上の老年人口は増加傾向にあります。

■人口構成の推移

区分		2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 H31
年少人口 (0~14歳)	人	855	830	816	783	750
	%	13.5	13.3	13.1	12.7	12.3
生産年齢人口 (15~64歳)	人	3,657	3,559	3,479	3,424	3,378
	%	57.6	56.8	56.0	55.5	55.3
老年人口 (65歳以上)	人	1,837	1,872	1,918	1,958	1,981
	%	28.9	29.9	30.9	31.8	32.4
計		6,349	6,261	6,213	6,165	6,109

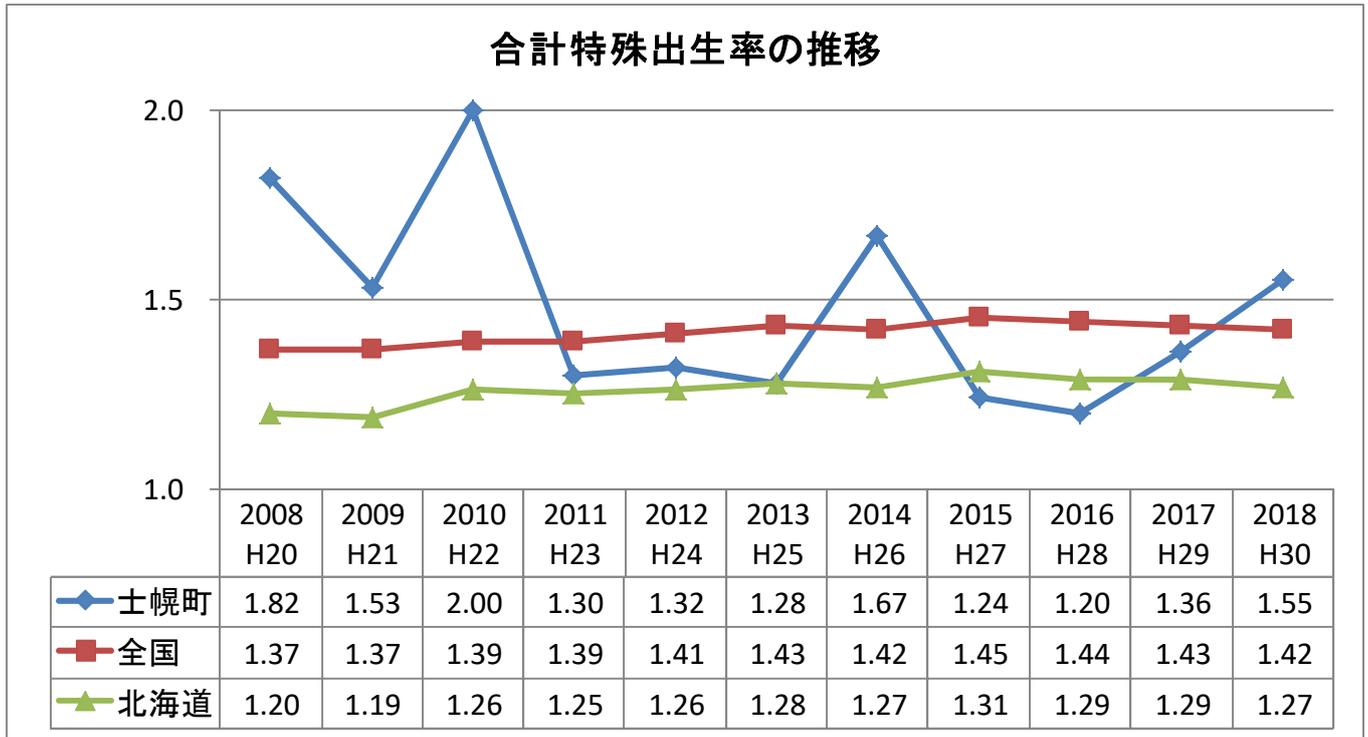
資料：住民基本台帳（各年4月1日）



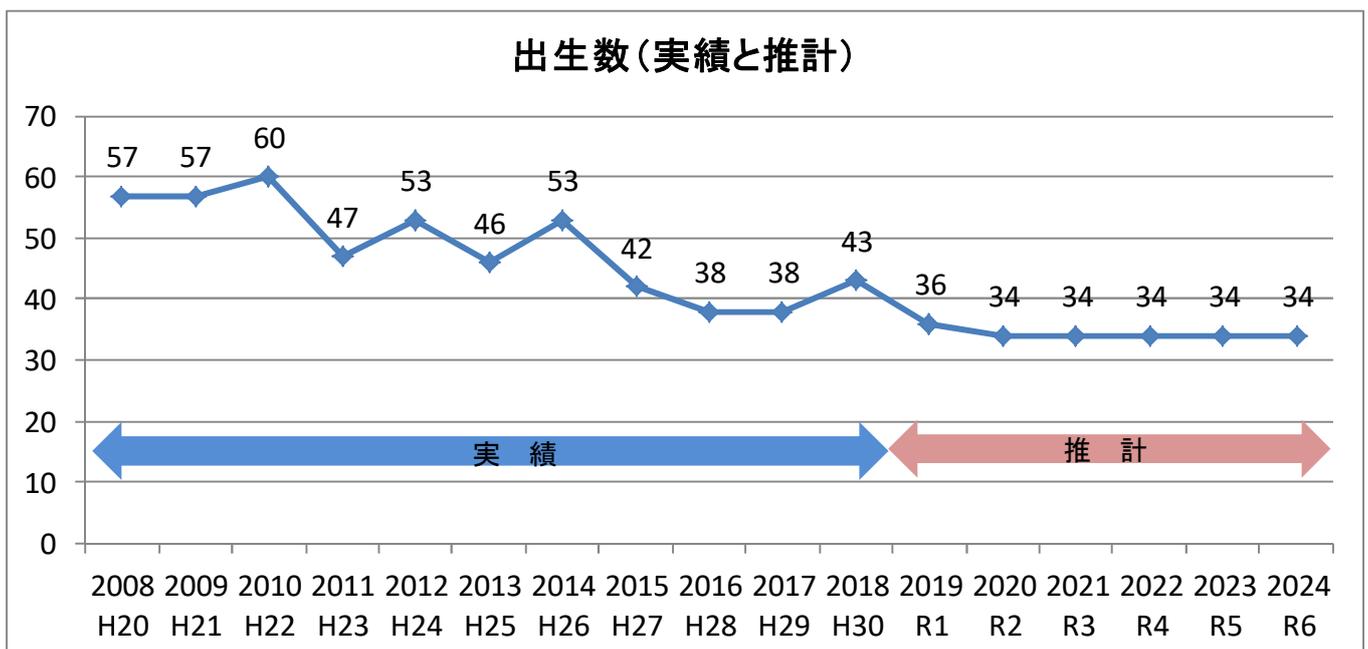
国が示す手引きに基づき、平成 27 年から平成 31 年の住民基本台帳・年齢ごとの男女別人口を基にコーホート変化率法（過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）により、計画期間中の児童数を推計しました。

出生数を推計するための合計特殊出生率は本町の直近 3 年間（平成 28～30 年）の平均値 1.37 を使用しました。

今後の本町の出生数は年 40 人を割り、34 名程度で推移すると推計されました。

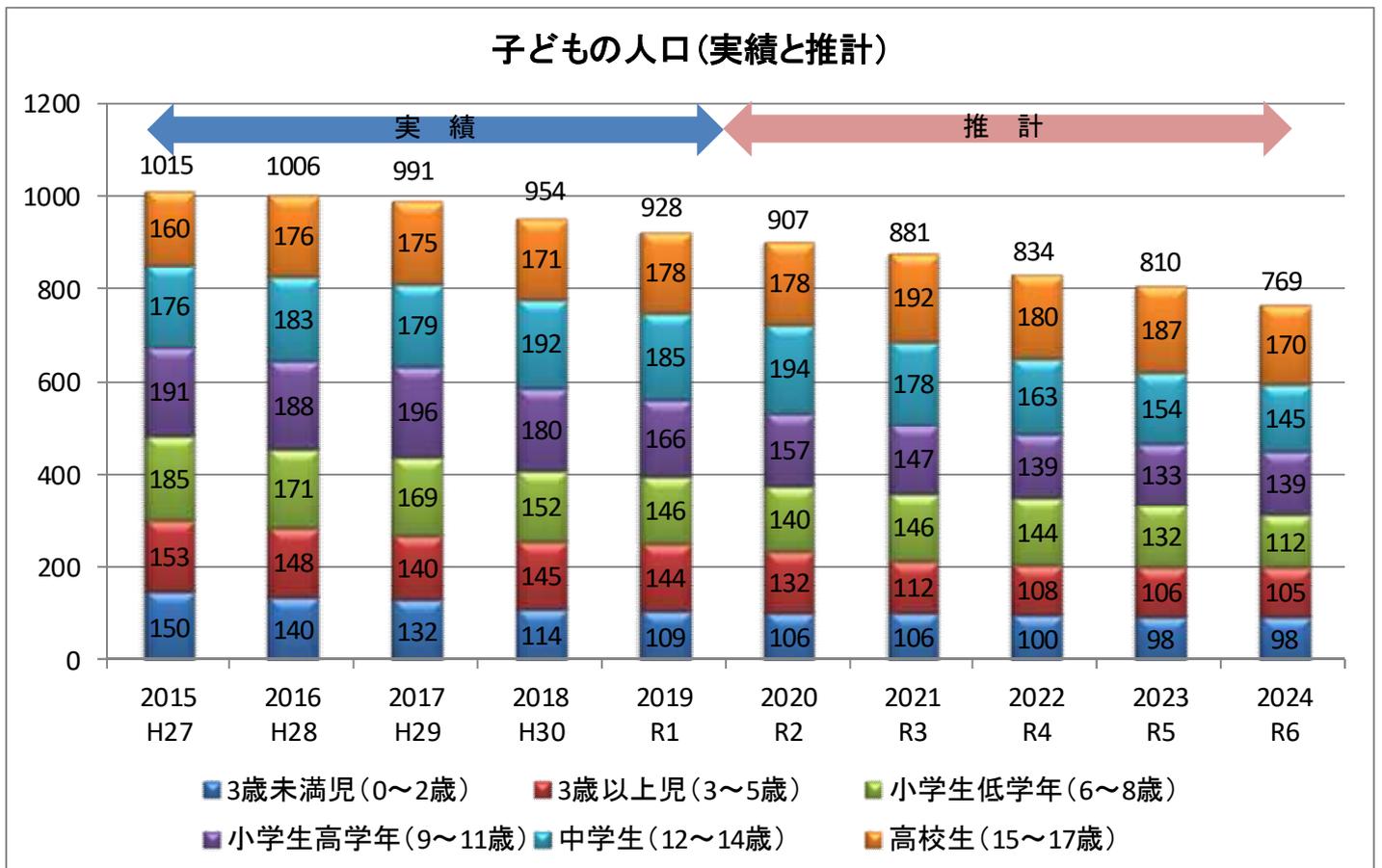


資料：厚生労働省 人口動態統計  
土幌町 住民基本台帳から分析



■児童数の推移

	実績					推計				
	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6
0歳	50	41	40	36	40	36	34	34	34	34
1歳	51	49	39	37	32	37	33	31	31	31
2歳	49	50	53	41	37	33	39	35	33	33
3歳	44	48	50	51	43	37	33	39	35	33
4歳	56	42	47	50	53	43	37	33	39	35
5歳	53	58	43	44	48	52	42	36	32	37
6歳	57	52	60	43	45	49	53	43	37	33
7歳	63	58	51	58	47	45	49	53	43	37
8歳	65	61	58	51	54	46	44	48	52	42
9歳	70	67	61	55	51	53	45	43	47	51
10歳	50	70	65	60	54	50	52	44	42	46
11歳	71	51	70	65	61	54	50	52	44	42
12歳	59	72	51	69	64	61	54	50	52	44
13歳	52	59	71	51	70	64	61	54	50	52
14歳	65	52	57	72	51	69	63	59	52	49
15歳	57	66	51	55	74	50	68	62	57	50
16歳	50	59	66	51	54	74	50	68	62	58
17歳	53	51	58	65	50	54	74	50	68	62
合計	1,015	1,006	991	954	928	907	881	834	810	769



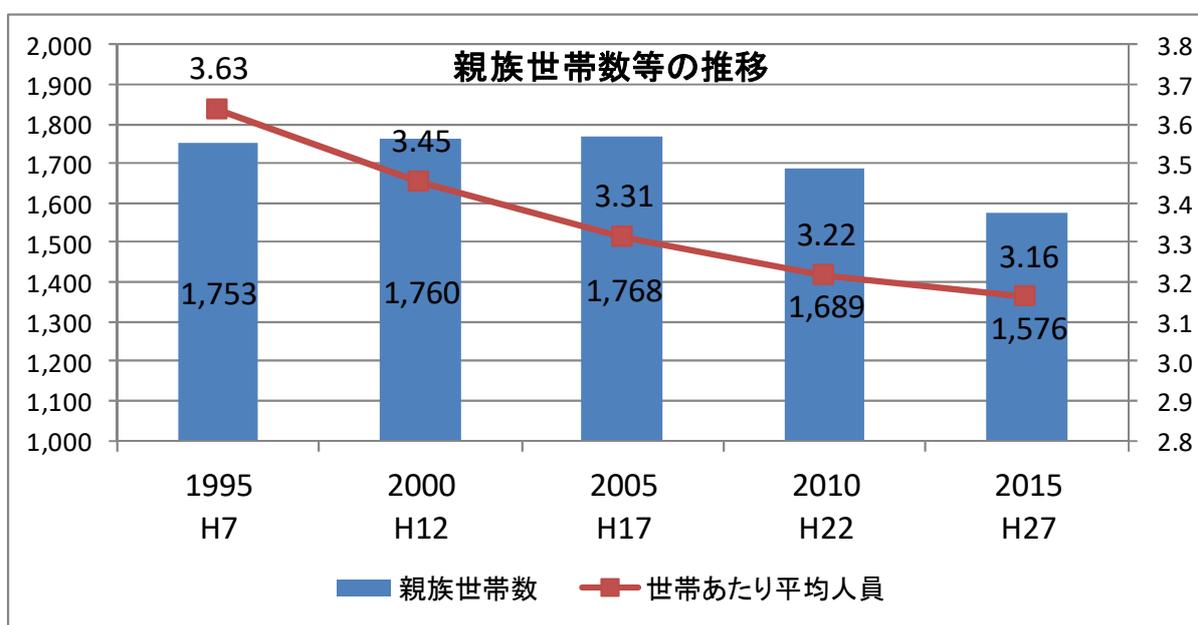
## (2) 世帯の動向

国勢調査から親族世帯の数と世帯あたり平均人員を見ると、ともに減少傾向にあります。

### ■親族世帯数等の推移

区分	(世帯・人)				
	1995 H7	2000 H12	2005 H17	2010 H22	2015 H27
親族世帯数	1,753	1,760	1,768	1,689	1,576
親族世帯人員	6,372	6,072	5,859	5,431	4,981
世帯あたり平均人員	3.63	3.45	3.31	3.22	3.16

資料：国勢調査



### ■国勢調査における世帯の種類分類

世帯	一般世帯	A：親族世帯	I：核家族世帯
		B：非親族世帯	II：その他の親族世帯
		C：単独世帯	
	施設等の世帯		

一般世帯（親族世帯）、子どものいる世帯ともに減少傾向にある中で、ひとり親世帯の割合は増加傾向にあります。平成27年では、18歳未満の子どものいる世帯のうち9.5%（49世帯）、6歳未満の子どものいる世帯のうち6.3%（13世帯）となっています。

## ■世帯類型の推移

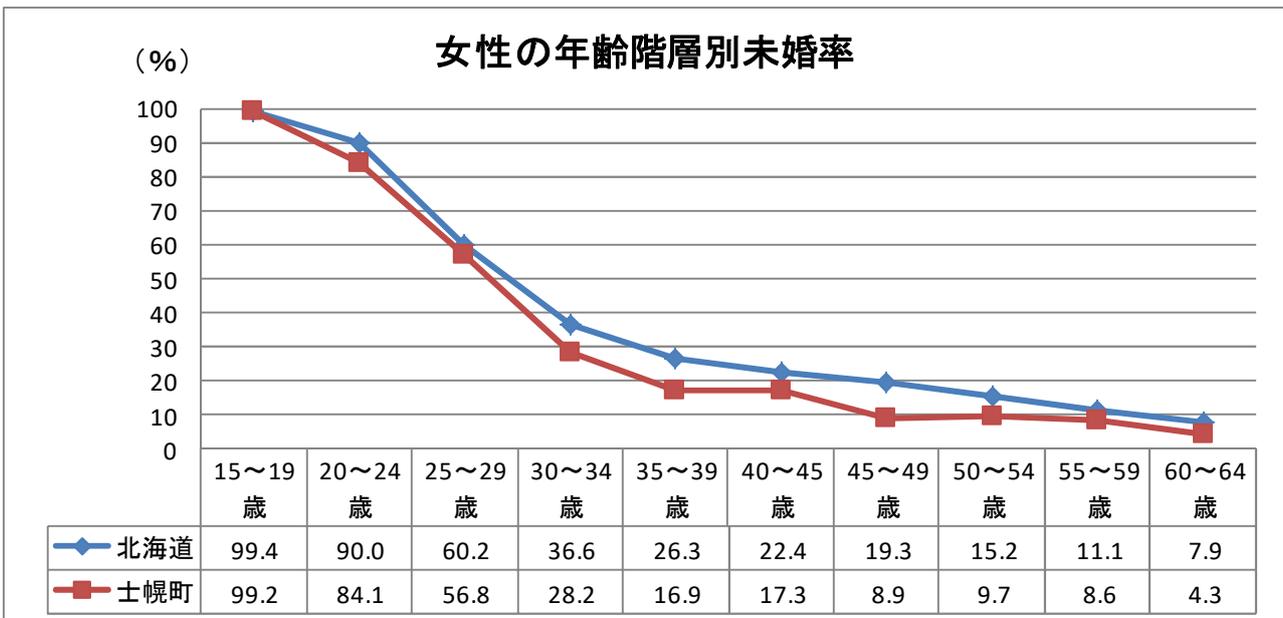
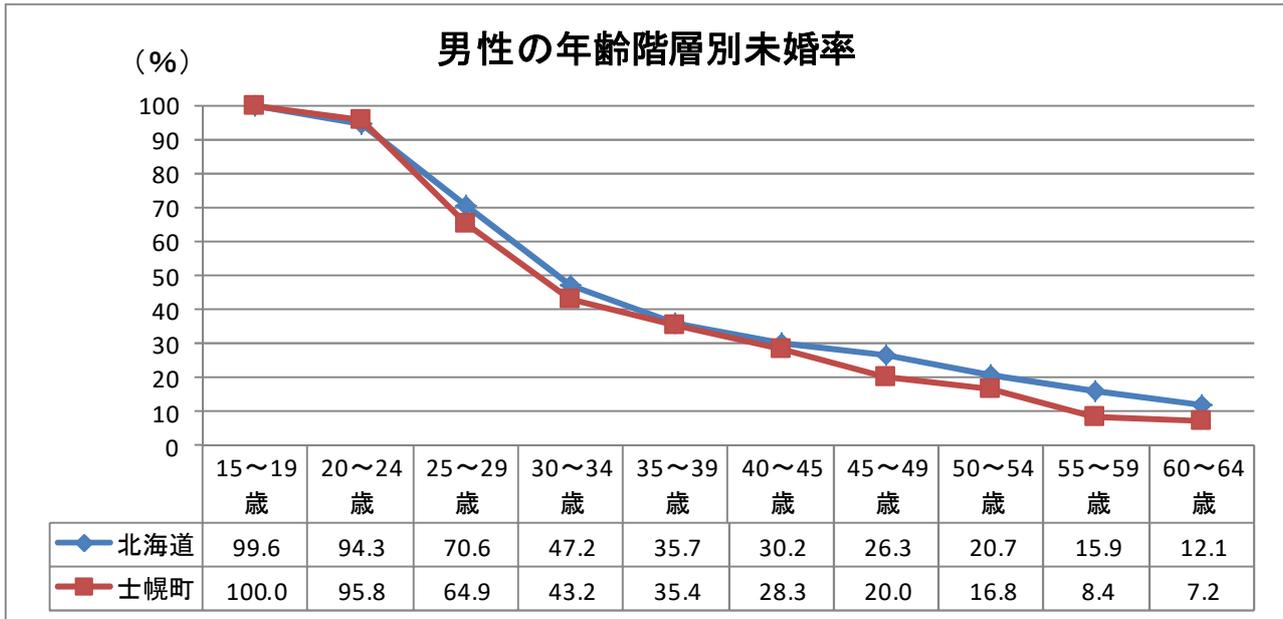
区分		1995 H7	2000 H12	2005 H17	2010 H22	2015 H27
一般世帯数（親族世帯）	(A)	1,753	1,760	1,768	1,689	1,576
18歳未満の子どものいる世帯	(C)	804	716	625	567	517
	C/A (%)	45.9	40.7	35.4	33.6	32.8
核家族世帯	(d)	453	436	397	380	359
	d/C (%)	56.3	60.9	63.5	67.0	69.4
ひとり親世帯	(f)	34	34	37	48	49
	f/C (%)	4.2	4.7	5.9	8.5	9.5
その他親族世帯	(e)	351	280	226	178	150
	e/C (%)	43.7	39.1	36.2	31.4	29.0
6歳未満の子どものいる世帯数	(B)	285	243	256	272	206
	B/A (%)	16.3	13.8	14.5	16.1	13.1
核家族世帯	(a)	162	151	169	190	140
	a/B (%)	56.8	62.1	66.0	69.9	68.0
ひとり親世帯	(c)	3	3	1	13	13
	c/B (%)	1.1	1.2	0.4	4.8	6.3
その他親族世帯	(b)	123	92	87	81	64
	b/B (%)	43.2	37.9	34.0	29.8	31.1

資料：国勢調査

## 2 結婚・就業の状況

### (1) 未婚率

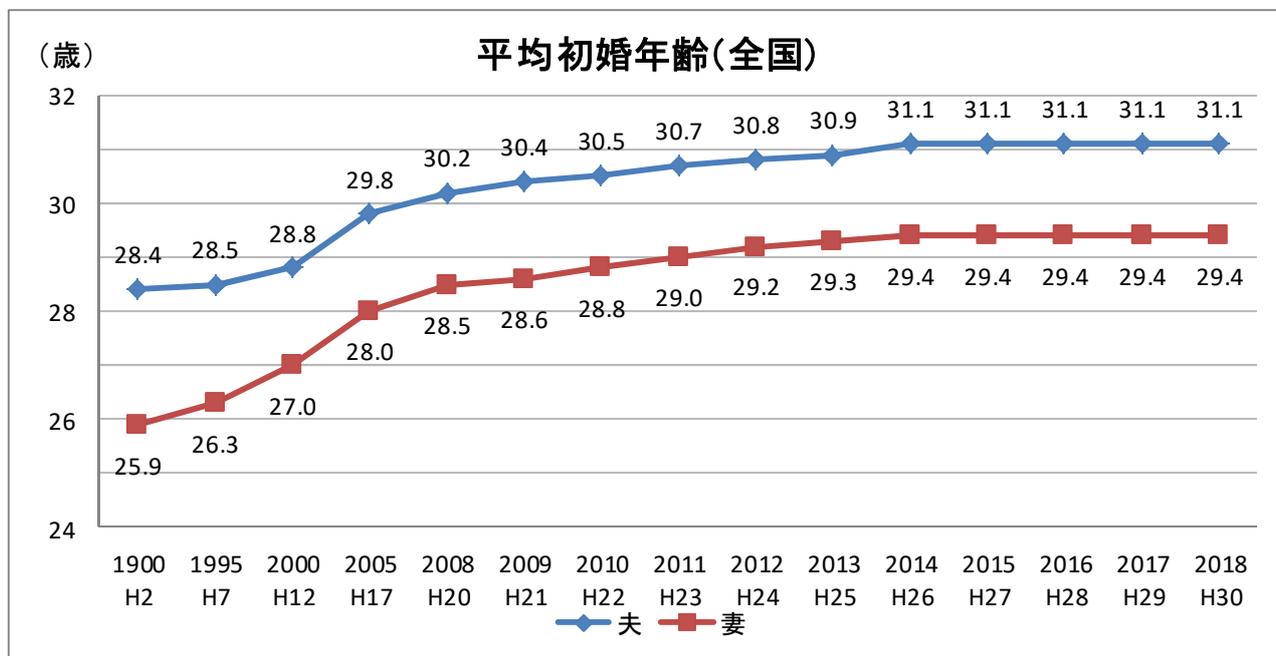
2015年（平成27年）の国勢調査のデータから本町の未婚率を北海道のデータと比べてみると、男性、女性共に北海道より低くなっています。



資料：国勢調査

## (2) 平均初婚年齢

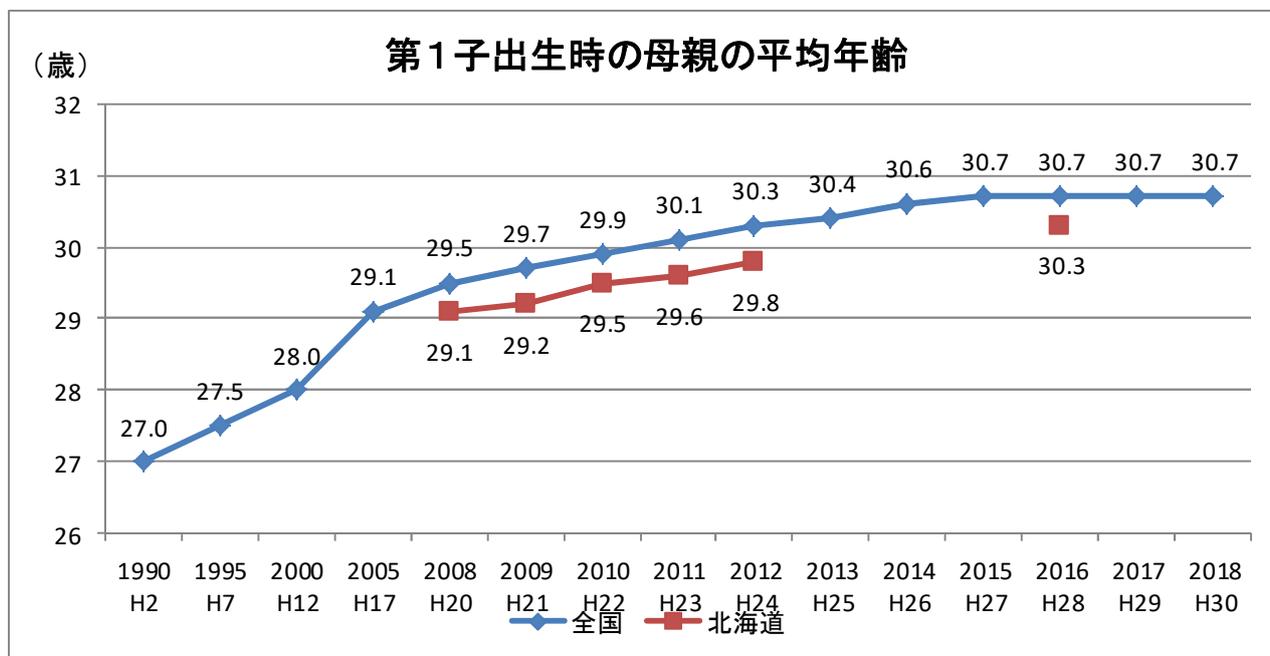
全国の平均初婚年齢は、夫、妻ともに年々上昇しており、2015年（平成27年）で夫31.1歳、妻29.4歳となっています。



資料：厚生労働省 人口動態統計

### (3) 第1子出生時の母親の平均年齢

第1子出生時の母親の平均年齢は、北海道、全国ともに年々高くなり、全国平均では、2011年（平成23年）で30歳を超え、2015年（平成27年）には30.7歳となりました。

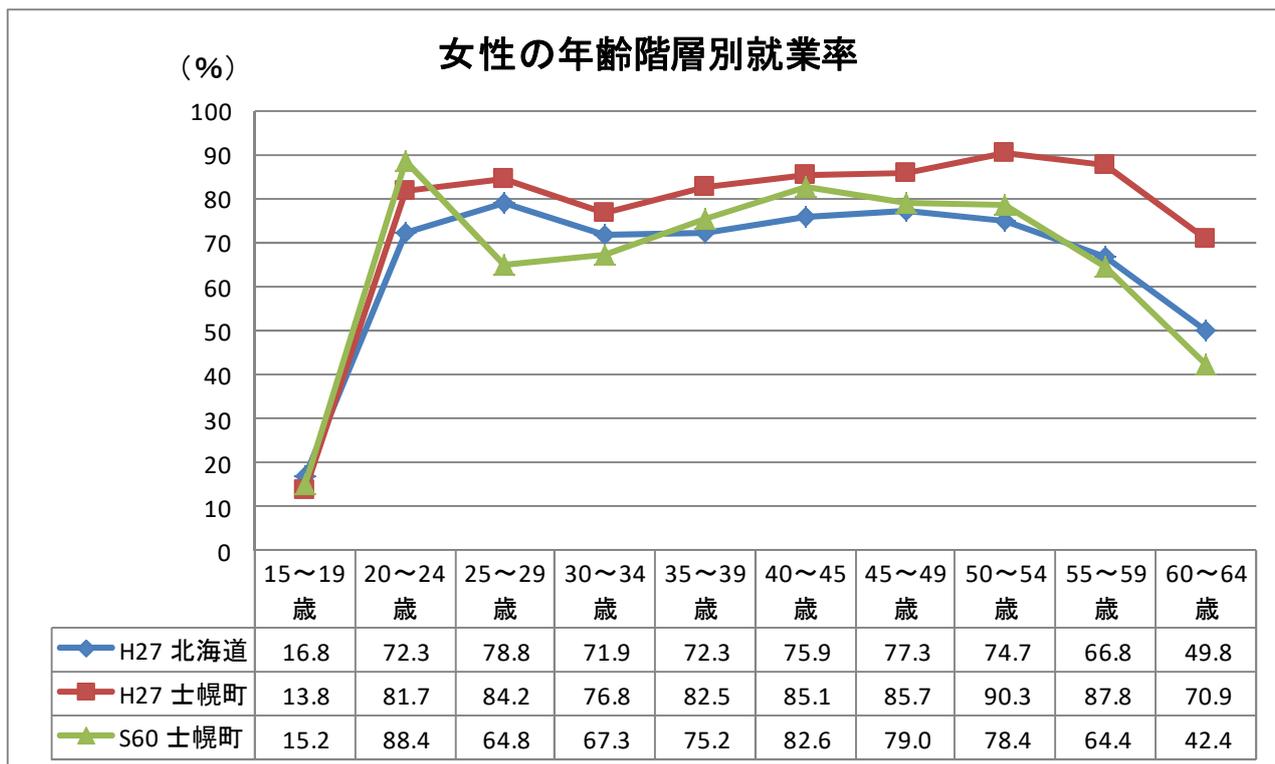


資料：厚生労働省 人口動態統計

#### (4) 女性の就業状況

2015年（平成27年）の国勢調査のデータから本町の女性の就業状況をみると、M字型曲線の名残は見受けられません。

本町の女性の就業率は20歳以上の全ての年齢階層で北海道よりも高くなっています。30年前の1985年（昭和60年）と比較すると、15～24歳の階層は低くなっていますが、25歳以上の全ての階層で高くなっており、25～29歳では約20ポイント、30～34歳で約9ポイント上昇しています。



資料：国勢調査

### 3 士幌町の子育て支援サービスの状況

#### (1) 保育事業の状況

本町には、認定こども園1か所、認可保育所1か所及び認可外保育所であるへき地保育所2か所が設置されています。

このうち、認可保育所（中士幌保育園）は社会福祉法人・温真会が運営し、上居辺へき地保育所は、地域のNPO法人が運営しています。

士幌町認定こども園では、町内の保育所等に通う児童を対象とした病後児保育を実施しています。

各施設の児童数は、次のとおりとなっています。

#### 町内認定こども園、保育所（園）の入所児童数

(H27～H30は各年度末・R1年度は10月1日現在)

施設区分	施設名	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1
公 立	士幌町認定こども園	131人	127人	130人	138人	135人
	長時間型	88人	91人	111人	124人	123人
	短時間型	43人	36人	19人	14人	12人
	川西へき地保育所	22人	23人	22人	20人	17人
私 立	中士幌保育園	22人	25人	25人	28人	28人
	上居辺へき地保育所	19人	14人	11人	11人	17人
	佐倉へき地保育所	9人	8人	5人	4人	
合 計		181人	197人	193人	201人	197人

## (2) 子育て支援事業の状況

子育て家庭等に対する育児不安等についての子育て相談や親子遊びの提供、親子同士の情報交換などを実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援をする場となっています。

### ①土幌町子育て支援拠点センター事業

区 分	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30
延利用人数	3,725人	2,297人	1,199人	879人
子育て相談	22件	0件	0件	0件

### ②認定こども園子育て支援事業

区 分	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30
延利用人数	1,006人	846人	752人	279人
子育て相談	16件	19件	13件	4件

## (3) 学童保育所の状況

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業を実施しています。

各学童保育所利用数（登録児童数）

(H27～H30は各年度末・R1年度は10月1日現在)

学童保育所	区分	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1
土幌学童保育所	低学年	36人	57人	66人	65人	53人
	高学年	4人	11人	18人	21人	31人
中土幌学童保育所	低学年	23人	18人	17人	11人	13人
	高学年	0人	15人	19人	16人	11人
上居辺学童保育所	低学年	9人	13人	12人	8人	8人
新田学童保育所	低学年	9人	3人	8人	7人	
	高学年	7人	12人	8人	8人	
下居辺学童保育所	低学年	7人	5人	4人	3人	
	高学年	5人	1人	2人	2人	
合 計		100人	135人	154人	141人	116人

#### (4) 母子保健事業の状況

家族の健康づくりや子どもの心身の健やかな発達ができるよう妊娠・出産・育児において各種母子保健事業を実施しています。安心して子どもを産み育て、母子が孤立することなく切れ目ない丁寧な妊産婦・乳幼児保健対策を目指しています。

#### 各事業の利用数・受診率

区 分		2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30
妊 婦	妊婦相談 (母子手帳の交付)	47人	57人	48人	59人
	パパママ教室 (延べ)	3回38人 母親19人 父親19人	3回65人 母親36人 父親29人	3回40人 母親20人 父親20人	3回50人 母親29人 父親21人
	妊婦一般健康診査	47人	62人	62人	67人
乳 幼 児	4か月児 受診率	6回 50人 39.0%	6回 29人 100.0%	6回 45人 100.0%	5回 36人 100.0%
	10か月児 受診率	6回 55人 100.0%	6回 36人 97.3%	6回 38人 100.0%	5回 35人 100.0%
	1歳6か月児 受診率	6回 54人 100.0%	6回 51人 100.0%	6回 32人 100.0%	5回 41人 100.0%
	3歳児 受診率	6回 43人 100.0%	6回 53人 100.0%	6回 51人 98.1%	5回 47人 100.0%
相 談	電話相談	119件	152件	160件	95件
	面接相談	100件	147件	110件	146件
	赤ちゃん相談 (延べ)	11回 35人	12回 47人	12回 46人	1回 44人
訪 問	妊産婦	60人	42人	43人	47人
	乳児(含む新生児)	59人	42人	42人	47人
健 康 教 室	もぐもぐ教室 受診率	6回 38人 70.4%	6回 26人 81.3%	6回 26人 60.5%	6回 23人 79.3%
	スマイル教室 受診率	12回 18人 81.8%	12回 17人 77.3%	11回 18人 78.3%	11回 15人 83.3%

	2歳児教室	6回 55人 94.8%	6回 52人 100.0%	6回 40人 95.2%	6回 36人 97.3%
	パンダちゃん教室	12回 87人 72.5%	12回 88人 76.5%	12回 62人 61.4%	12回 72人 72.7%
歯科保健	むし歯予防教室	6回 41人 75.9%	6回 46人 75.4%	6回 28人 77.8%	6回 36人 73.4%
	フッ素洗口	5保育所	5保育所	5保育所	5保育所
	フッ素塗布及び歯科検診	70人	69人	58人	40人
不妊治療費の助成		1人	6人	2人	6人
産後ケア事業 利用回数					3人 9回
産前産後サポート事業 実数 延べ					85人 103人

#### (5) こども発達相談センターの状況

士幌町こども発達相談センターは、士幌小学校言語通級指導教室を分離し、幼児療育センター（ことばの教室）の機能を引き継ぎ、平成28年より発足し、相談・支援部門のこども発達支援センター事業と養育部門の指定通所支援事業としての役割を担い、士幌町内の支援が必要な児童（幼児から18歳未満の児童・生徒）を対象に相談から療育までを行っています。

#### ことばの教室通所者及び各事業利用状況

（各年度末）

区 分	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30
ことばの教室				
幼 児	18人			
小学生	36人			
中学生	9人			
発達相談センター事業				
個別相談件数		161件	149件	120人
通園児童支援人数		3件	0件	0人
未通園児支援人数		0件	0件	0人

指定通所支援事業通所者				
児童発達支援（幼児）		20人	19人	14人
放課後等デイサービス（児童）		21人	26人	34人
放課後等デイサービス（生徒）		6人	3人	5人
保育所等訪問支援				
指定通所支援事業所利用者				
児童発達支援（延べ）		563人	600人	370人
放課後等デイサービス（延べ）		711人	858人	1,004人

### （6）小学校・中学校の現状

平成27年度には7校あった小学校ですが、統廃合により令和元年度には4校と  
なっています。中学校は1校となっています。

各学校の児童・生徒数は次のとおりとなっています。

#### 町内各小・中学校の概要

（H27～H30は各年度末・R1年度は10月1日現在）

区 分	学 校 名	児童・生徒数				
		2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30	2019 R1
小学校		375人	357人	363人	330人	311人
	土幌小学校	213人	228人	217人	205人	227人
	中土幌小学校	52人	51人	45人	39人	38人
	上居辺小学校	33人	28人	36人	29人	29人
	佐倉小学校	23人	22人	25人	21人	17人
	下居辺小学校	12人	13人	11人	9人	
	新田小学校	16人	15人	16人	16人	
	西上小学校	15人	14人	13人	11人	
中学校	北中小学校	11人				
	土幌中央中学校	172人	179人	179人	192人	185人
総児童・生徒数		547人	536人	542人	522人	496人

## 4 アンケート調査の結果

### (1) 就学前児童調査結果

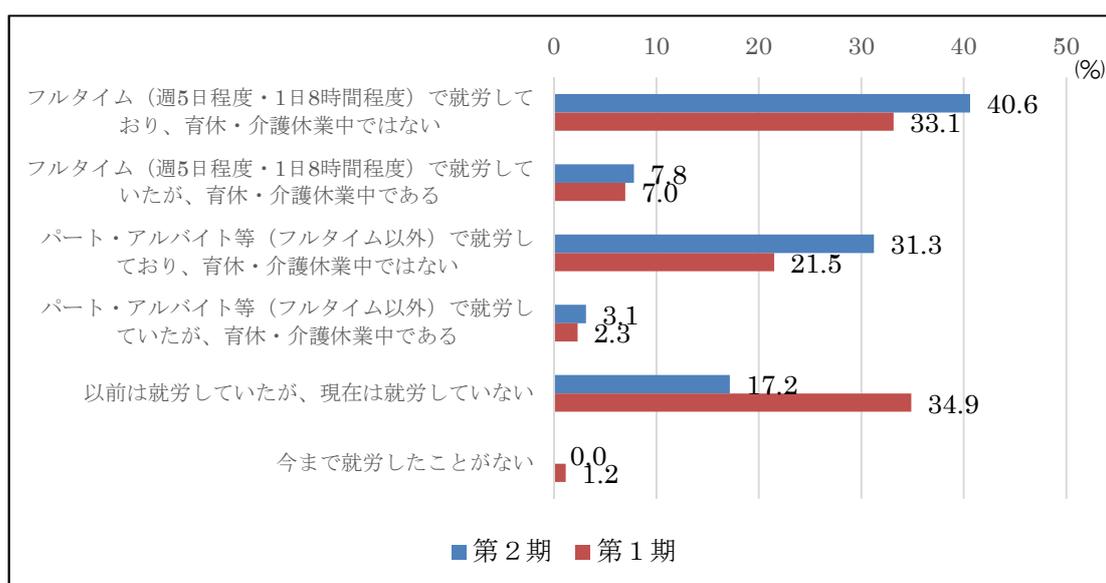
#### ① 保護者の就労状況

母親の就労状況は、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が40.6%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等（フルタイム以外）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が31.3%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が17.2%となっています。

第1期と第2期で大きく変わった所は、母親の就労で、フルタイム、パート・アルバイトをしている母親が増え、「以前は就労していたが、現在は就労していない」人が第2期ではおよそ半分に減少しています。これらの傾向としては、経済状況や女性の社会進出が増えたことが影響していると考えられます。

#### 母親 / 就労状況

【第1期回答数=172】【第2期回答数=128】



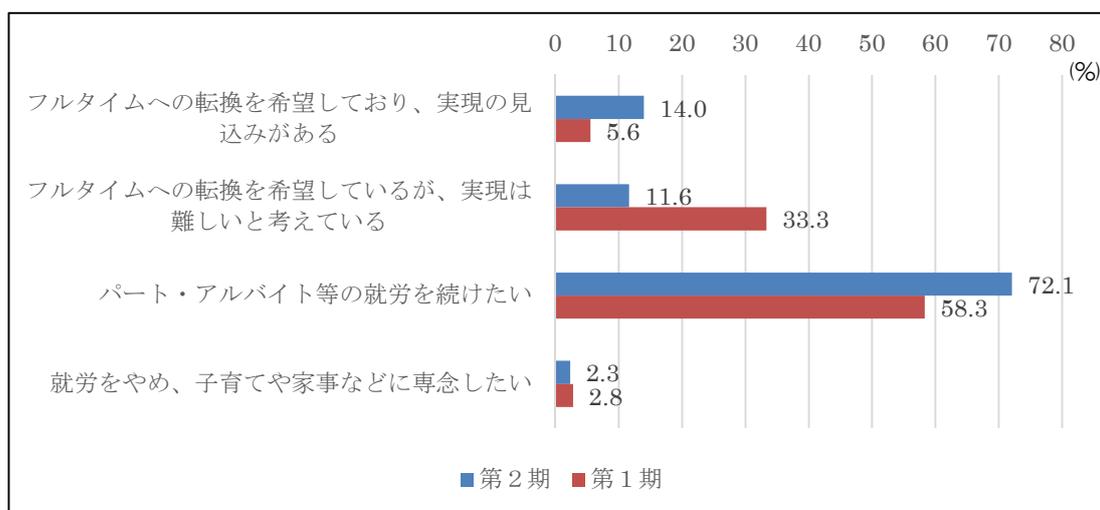
## ② パート・アルバイト等で就労している人の今後の就労希望

母親の就労希望は、「パート・アルバイト等の就労を続けたい」が最も多く72.1%で、「フルタイムの転換を希望しており、実現の見込みがある」が14.0%となっています。

第2期は、「パート・アルバイト等の就労を続けたい」と回答した人が増えておりお、フルタイムへの転換を希望しているが実現は難しいと回答している人が減少していることがわかります。

### 母親 / フルタイムへの転換希望

【第1期回答数=36】【第2期回答数=43】



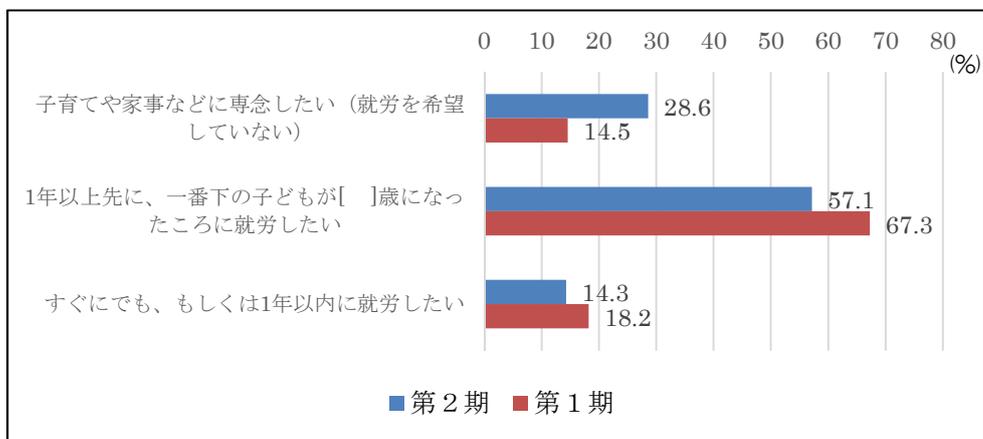
③ 就労していない・就労したことがない人の今後の就労希望

母親の今後の就労希望は、「1年以上先に、一番下の子供が成長後に就労したい」が57.1%で最も多く、「子育てや家事などに専念したい（就労を希望していない）」が28.6%となっています。「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が14.3%となっています。母親の回答で最も多かった「1年以上先に、一番下の子供が成長後に就労したい」のうち、66.7%が子どもの年齢が「0～3歳」になったところと回答しています。次いで、「4歳～5歳」が25.0%、「6～8歳」が8.3%となっています。

就労していない・就労したことがない人の就労希望では、第1期に比べ、「子育てに専念したい」と思っている人が増えていることがわかります。

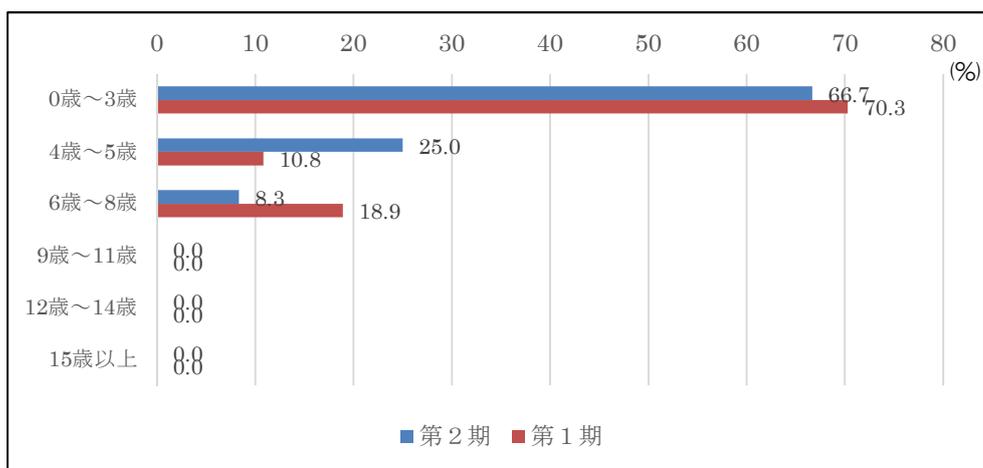
母親 / 就労希望

【第1期回答数=55】【第2期回答数=21】



母親 / 子どもの年齢

【第1期回答数=37】【第2期回答数=12】



④ 就労したい人の希望勤労形態

母親は、「パート・アルバイト等（フルタイム以外）」が71.4%、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度）」が28.6%となっています。

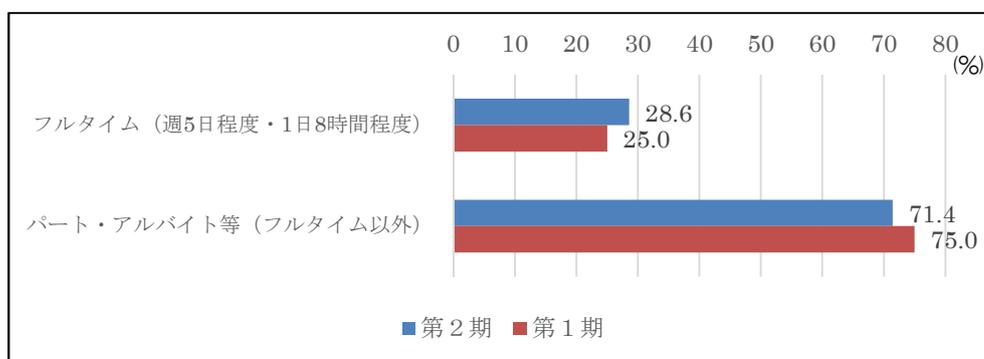
希望就労日数は「3日」・「5日」が37.5%、「4日」が25.0%。

1日あたりの希望就労時間は「3時間」・「4時間」・「5時間」・「6時間」が25.0%となっています。

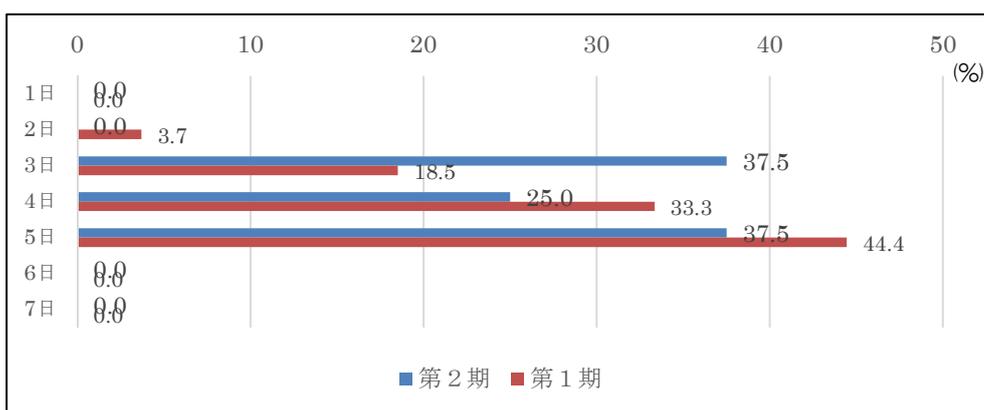
母親の希望する就労形態では、「パート・アルバイト等」を希望する人が多くなっていますが、一週あたりの就労希望日数及び1日当たりの就労希望時間は短くなっていることがわかります。

母親 / 希望する就労形態

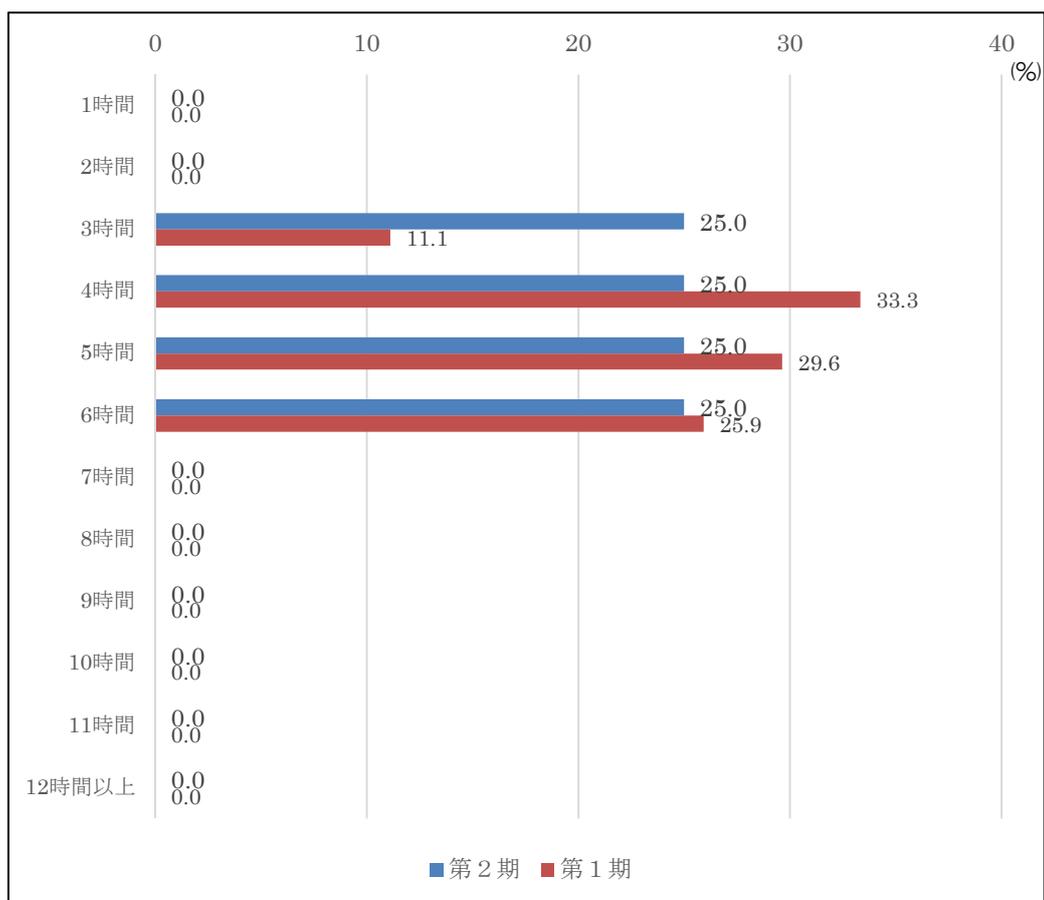
【第1期回答数=36】【第2期回答数=14】



母親 / 就労希望日数（1週当たり）【第1期回答数=27】【第2期回答数=8】



母親 / 就労希望時間数 (1日当たり) 【1期回答数=27】【第2期回答数=8】



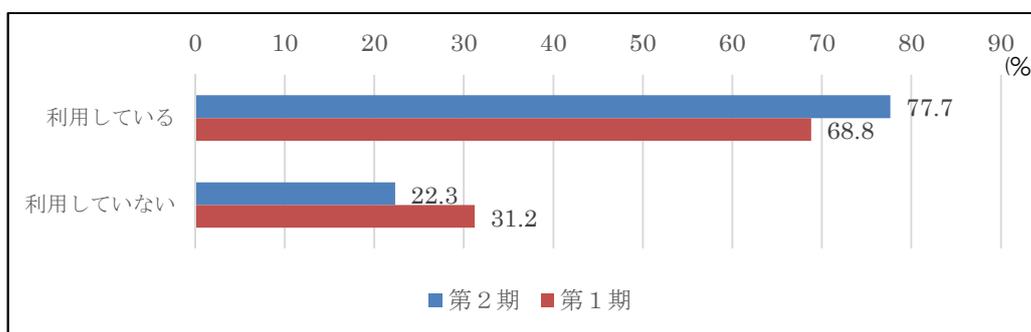
⑤ 定期的なこども園・保育所の利用状況

(回答数は1番目、2番目、3番目、4番目の子どもの合計です)

定期的な教育・保育事業を利用しているのは、全体として、77.7%で、「利用していない」と回答したのは、22.3%でした。

第1期と比較すると、2番目、3番目の子どもの利用が大幅に増加傾向にあります。その背景には、女性の社会進出の増加と第2子以降の保育料の無償化が影響していると考えられます。

「定期的なこども園・保育所」の利用 【1期回答数=250】【第2期回答数=188】

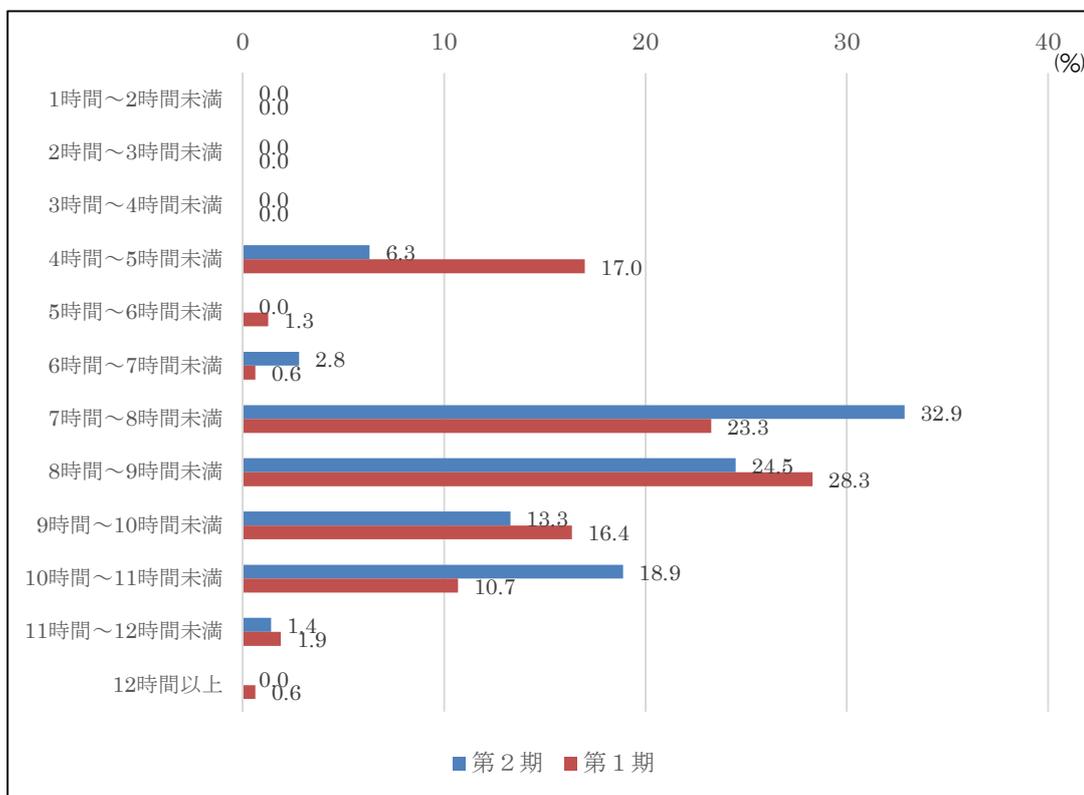


⑥ 平日の定期的なこども園・保育所の利用状況

利用時間数は「7時間～8時間未満」が32.9%で、「8時間～9時間未満」が24.5%、「10時間～11時間未満」が18.9%、「9時間～10時間未満」が13.3%などとなっています  
 利用終了時間は「15時01分～16時」が35.6%と最も多く、「16時01分～17時」が27.4%、「17時01分～18時」が24.0%、「12時01分～15時」が11.6%などとなっています。

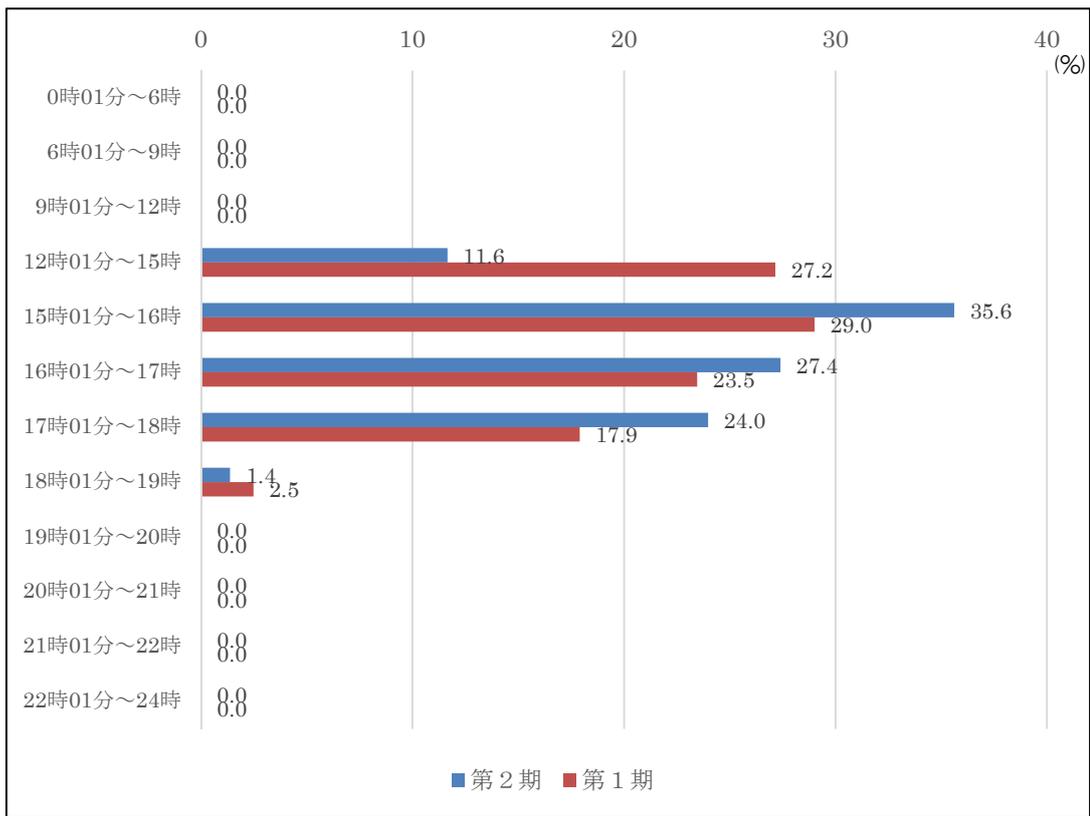
第1期、第2期を比較すると、主に変わったところは利用時間数で、「4時間～5時間未満」が減少したのに対し、「7時間～8時間未満」及び8時間～9時間未満の利用時間が増えている結果となりました。ことから就労する母親が増えた事により短時間型から長時間型を利用する子どもが増えたことがわかります。

現在：利用時間数（1日当たり） 【第1期回答数=159】【第2期回答数=143】



現在：利用終了時間

【第1期回答数=162】【第2期回答数=146】



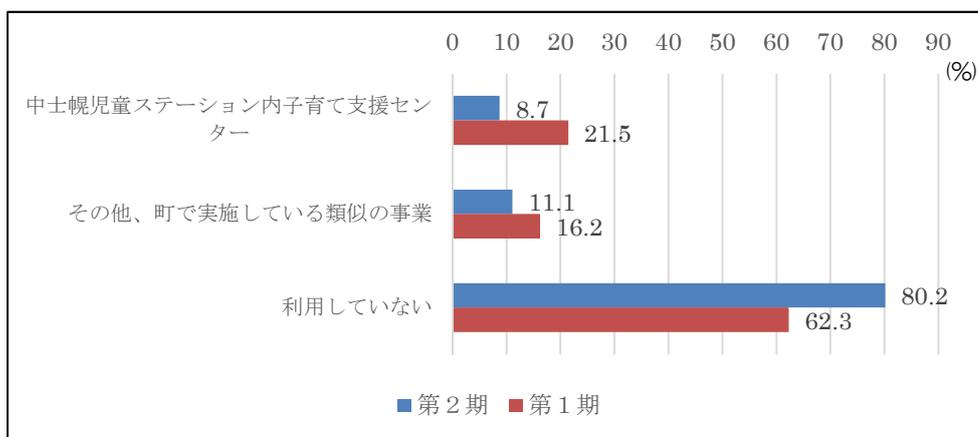
⑦ 子育て支援センターの利用状況

地域子育て支援拠点を「利用していない」人が最も多く、80.2%となっています。次いで、「その他、町で実施している類似の事業」利用者が11.1%で、「中土幌児童ステーション内子育て支援センター」利用者が8.7%、となっています。

地域子育て支援拠点を「利用していない」人が増えてきています。3歳未満児で、こども園や保育所（園）に入園・入所する子どもが増加したことが考えられます。

(回答数は1番目、2番目、3番目、4番目の子どもの合計です)

地域子育て支援拠点事業の利用 【第1期回答数=191】 【第2期回答数=126】

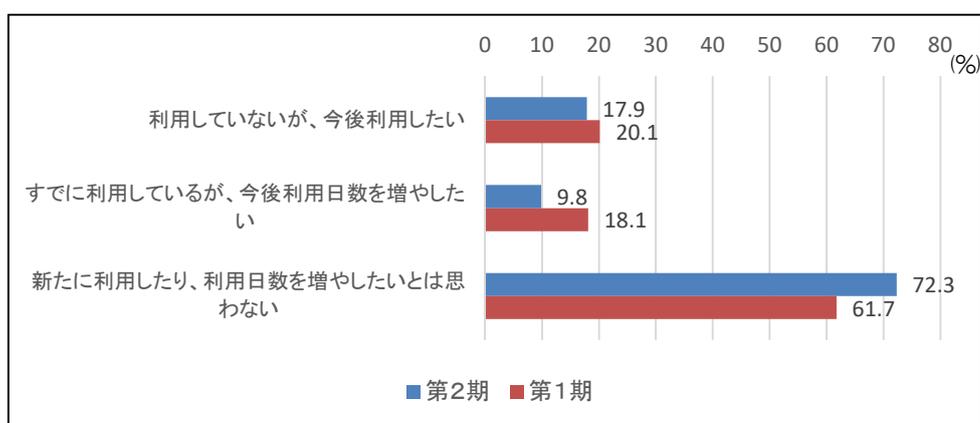


⑧ 子育て支援センターの今後の利用希望

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」と回答している人が72.3%にのぼります。「利用していないが、今後利用したい」は17.9%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」は8.9%となっています。

「新たに利用したい」・「利用日数を増やしたいとは思わない」と回答した人が第1期より増えている結果となりました。こどもの入園・保育所入所（園）も関係していると思われます。

地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望 【第1期回答数=149】 【第2期回答数=112】



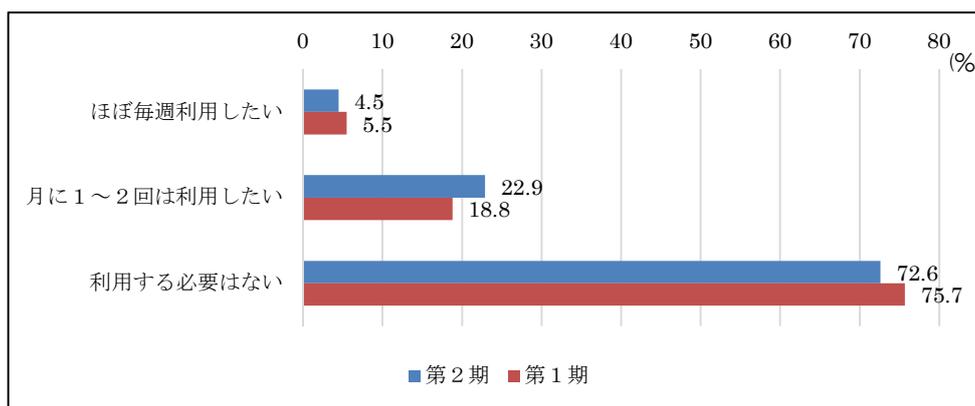
⑨ 定期的なこども園・保育所の日曜・祝日の利用希望

「利用する必要はない」が72.6%を占めています。「月1～2回は利用したい」が22.9%、「ほぼ毎週利用したい」は4.5%となっています。

第1期、第2期ともに、日曜・祝日の利用希望は「利用する必要はない」と変わらない回答でした。就労により、日曜・祝日も子どもを預けたい人が増えてきていることがわかります。

日曜・祝日：定期的なこども園・保育所の利用希望

【第1期回答数=218】【第2期回答数=179】



⑩ 病児・病後児保育施設の利用意向

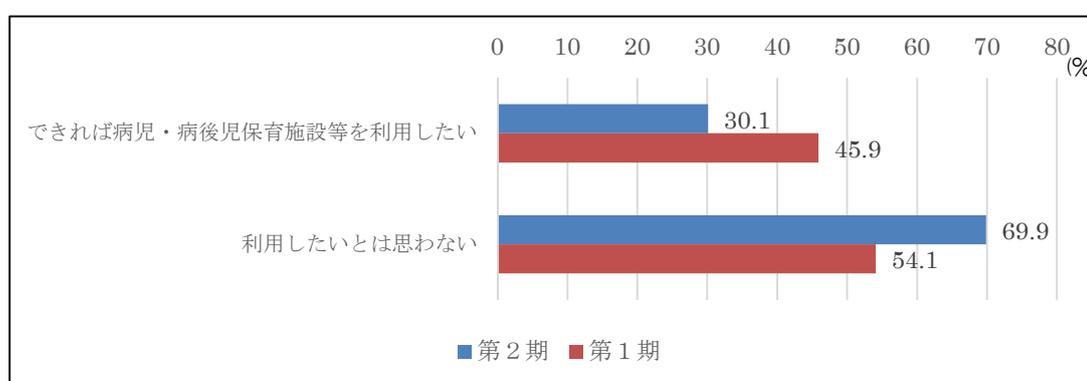
「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」と思う人は 30.1%であり、「利用したいと思わない」人の 69.9%を下回っています。

「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」と回答した人のうち、「5 日以上」の長期にわたって利用したいと回答した人が 78.9%と多く、「3 日間」の 10.5%、「1 日間」・「2 日間」の 5.3%となっています。

第 1 期より第 2 期の方が、「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」という人が減少し、「利用したいと思わない」という回答が増えている結果となりました。

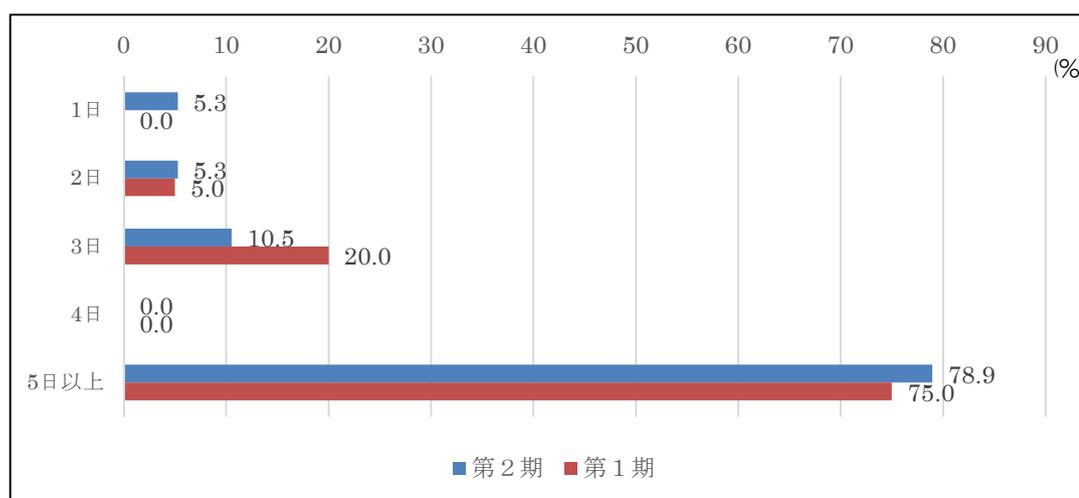
(回答数は 1 番目、2 番目、3 番目、4 番目の子どもの合計です)

病児・病後児のための保育施設等の利用希望 【第 1 期回答数=61】 【第 2 期回答数=73】



できれば病児・病後児保育を利用したい / 日数

【第 1 期回答数=19】 【第 2 期回答数=20】



⑪ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

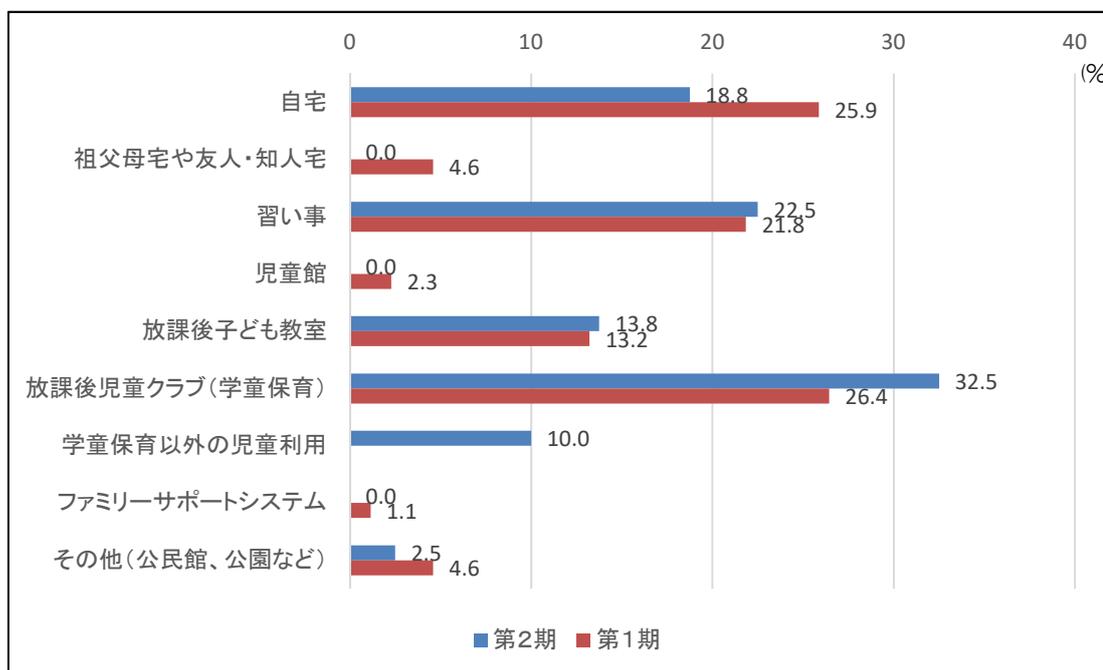
「放課後児童クラブ（学童保育）」が 32.5%と最も高く、「習い事」が 22.5%、「自宅」が 18.8%、「放課後子ども教室」が 13.8%と続いています。

第1期に比べ、第2期では、放課後児童クラブ（学童保育所）の利用希望を考えている保護者が増えたことがわかります。

学童保育以外の児童利用は、第1期の設問はありません。

（回答数は低学年（1～3年生）、高学年（4～6年生）の子どもの合計です）

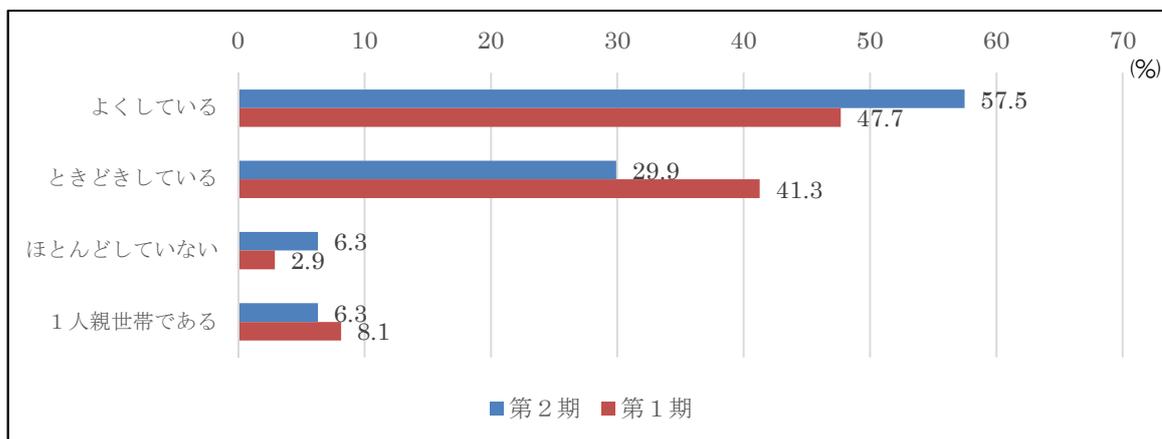
子どもを放課後の時間過ごさせたい場所【第1期回答数=174】【第2期回答数=80】



⑫ 父親の育児参加

「よくしている」が56.6%と最も多く、「ときどきしている」が29.5%、「ほとんどしていない」・「一人親世帯である」が6.2%となっています。

【第1期回答数=172】 【第2期回答数=127】

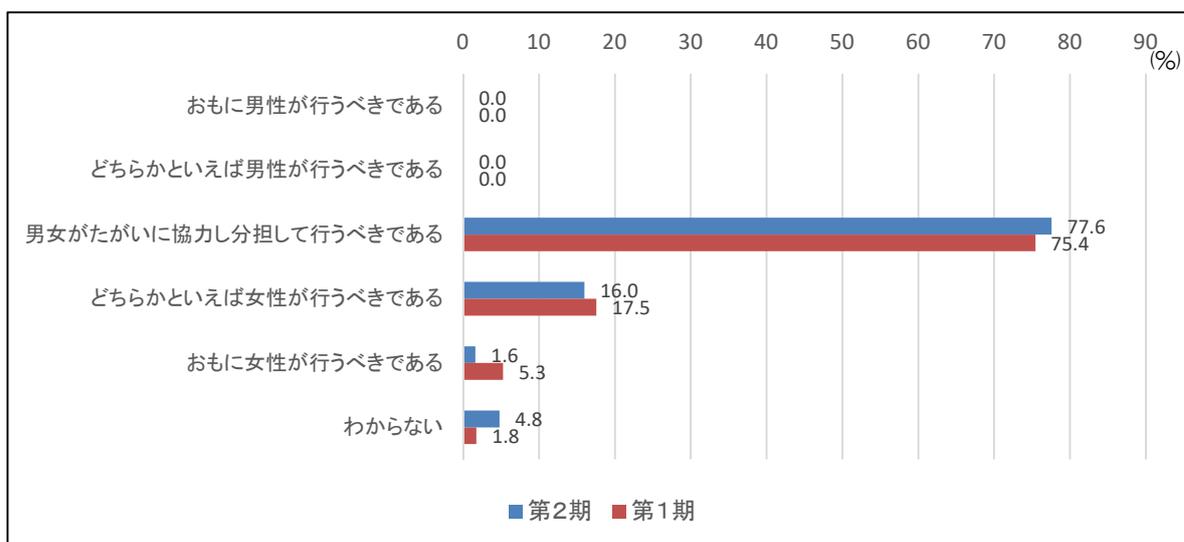


⑬ 家庭での家事分担

「男女がたがいに協力し分担して行うべきである」が77.6%と最も多くなっています。次いで、「どちらかといえば女性が行うべきである」が16.0%、「わからない」が4.8%となっています。

第1期、第2期と変わりありませんでした。

【第1期回答数=171】 【第2期回答数=125】

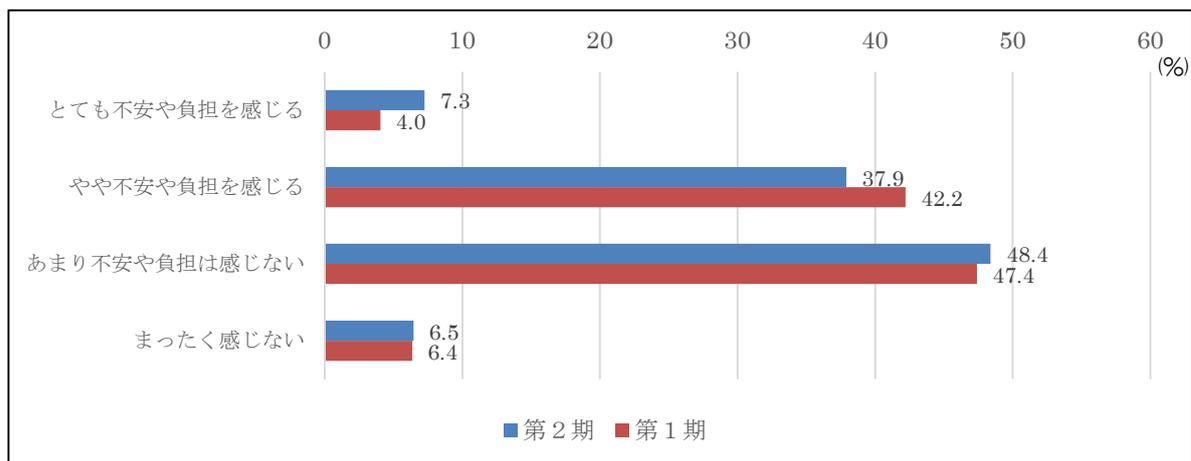


⑭ 子育てに関する不安や負担

「あまり不安や負担は感じない」が 48.4%と最も多く、「やや不安や負担を感じる」が 37.9%で、「とても不安や負担を感じる」が 7.3 %となっています。

第 1 期、第 2 期で概ね同様の割合となっています。

【第 1 期回答数=173】【第 2 期回答数=124】

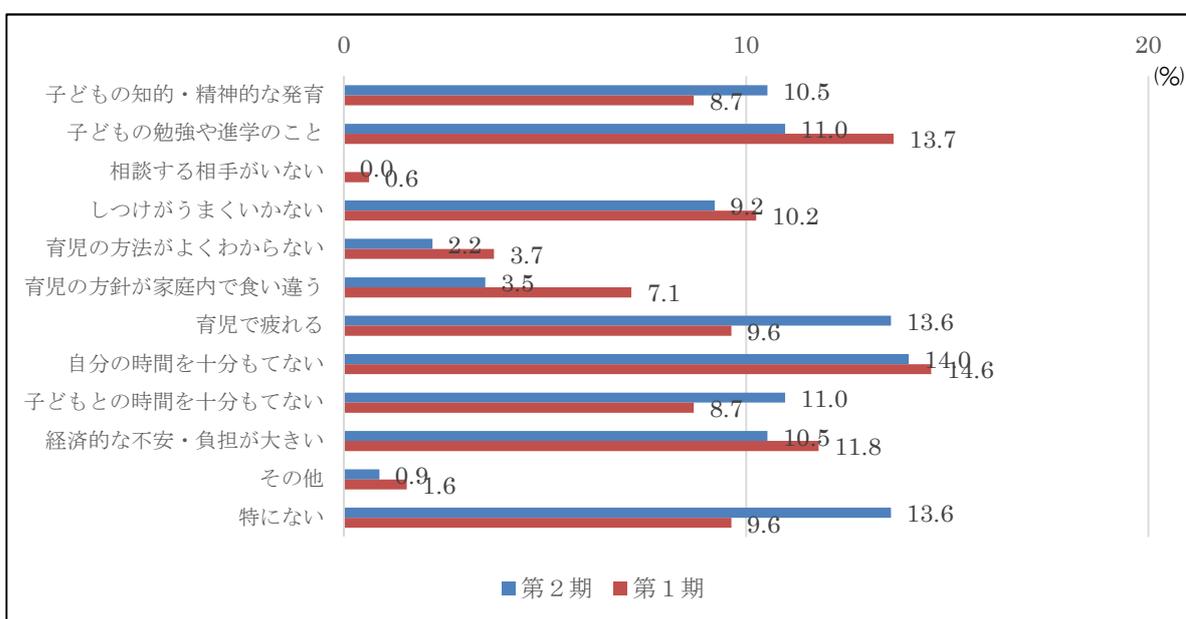


⑮ 子育てについての悩み

「自分の時間を十分もてない」が14.0%となっています。次いで、「育児で疲れる」・「特にない」が13.6%で、「子どもの勉強や進学のこと」・「子どもとの時間を十分もてない」が11.0%、「子どもの知的・精神的な発達」・「経済的な不安・負担が大きい」が10.5%「しつけがうまくいかない」が9.2%と続いています。

第1期に比べ、特に変わったところは、「育児で疲れる」・「子どもとの時間を十分もてない」と感じている人が増えていることがわかります。母親の就労により、時間に余裕なくなったり、子どもとの時間を十分もてないことに悩んでいる母親が増えています。

【第1期回答数=322】 【第2期回答数=228】

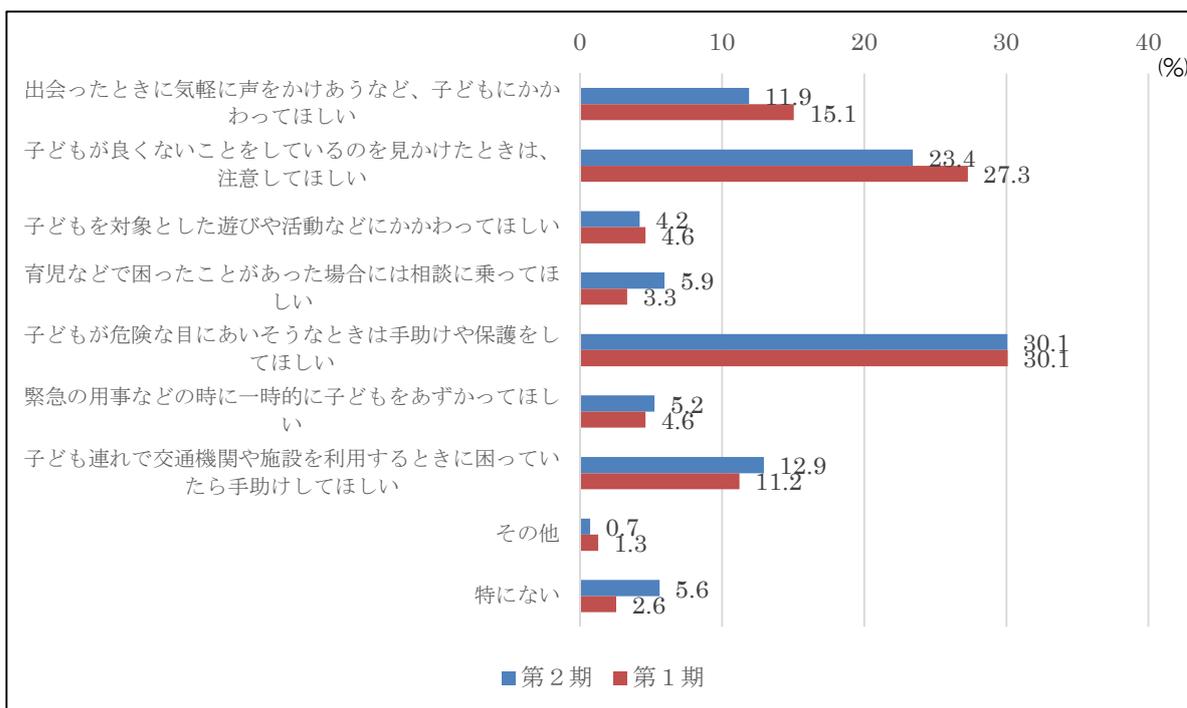


⑩ 子育てをするうえで、近所や地域に望むこと

「子どもが危険な目にあいそうなときは手助けや保護をしてほしい」が 30.1%が多く、「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」が 23.4%、「子ども連れで交通機関や施設を利用するときに困っていたら手助けしてほしい」が 12.9%となっています。

第1期、第2期ともに、子育てをするうえで、近所や地域に望むことは「子どもが危険な目にあいそうなときは手助けや保護をしてほしい」と変わりありませんでした。

【第1期回答数=392】【第2期回答数=286】

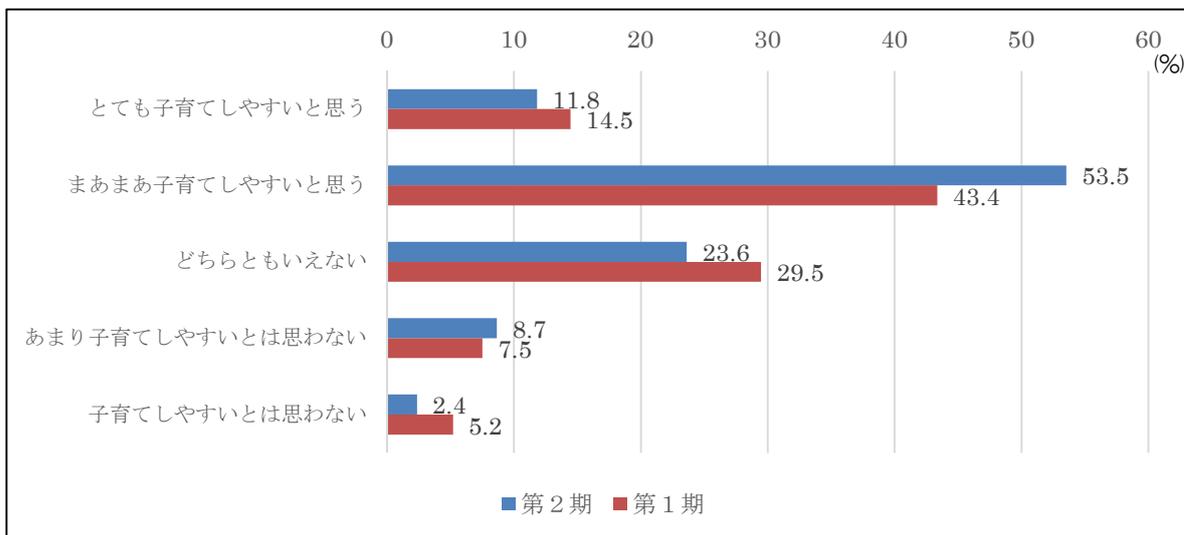


⑰ 居住地区の子育て環境

「まあまあ子育てしやすいと思う」が53.5%、「どちらともいえない」が23.6%となっています。

第1期、第2期ともに、「まあまあ子育てしやすいと思う」が最も多い結果でした。

【第1期回答数=173】【第2期回答数=127】

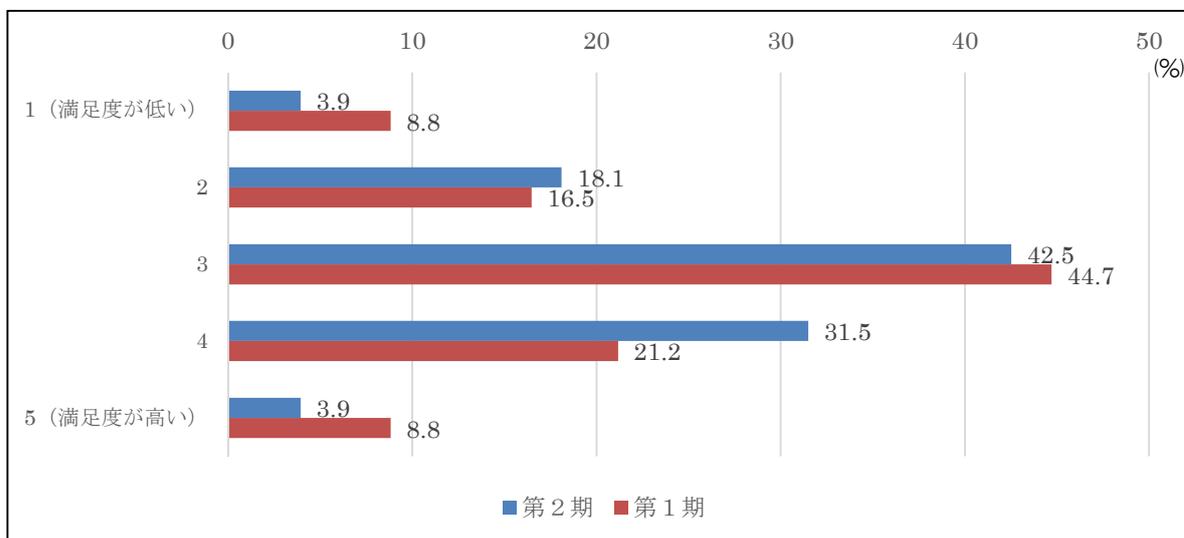


⑱ 地域の子育て環境や支援への満足度

満足度を5段階中「3」と評価する人が42.5%と最も多く、5段階中「4」の満足度の高さを感じる人が31.5%となっています。

地域の子育て環境や支援への満足度は、第1期、第2期ともに、5段階中「3」と評価と変わらない結果でしたが、「2」と「4」の評価が増えていることがわかります。

【第1期回答数=170】【第2期回答数=127】

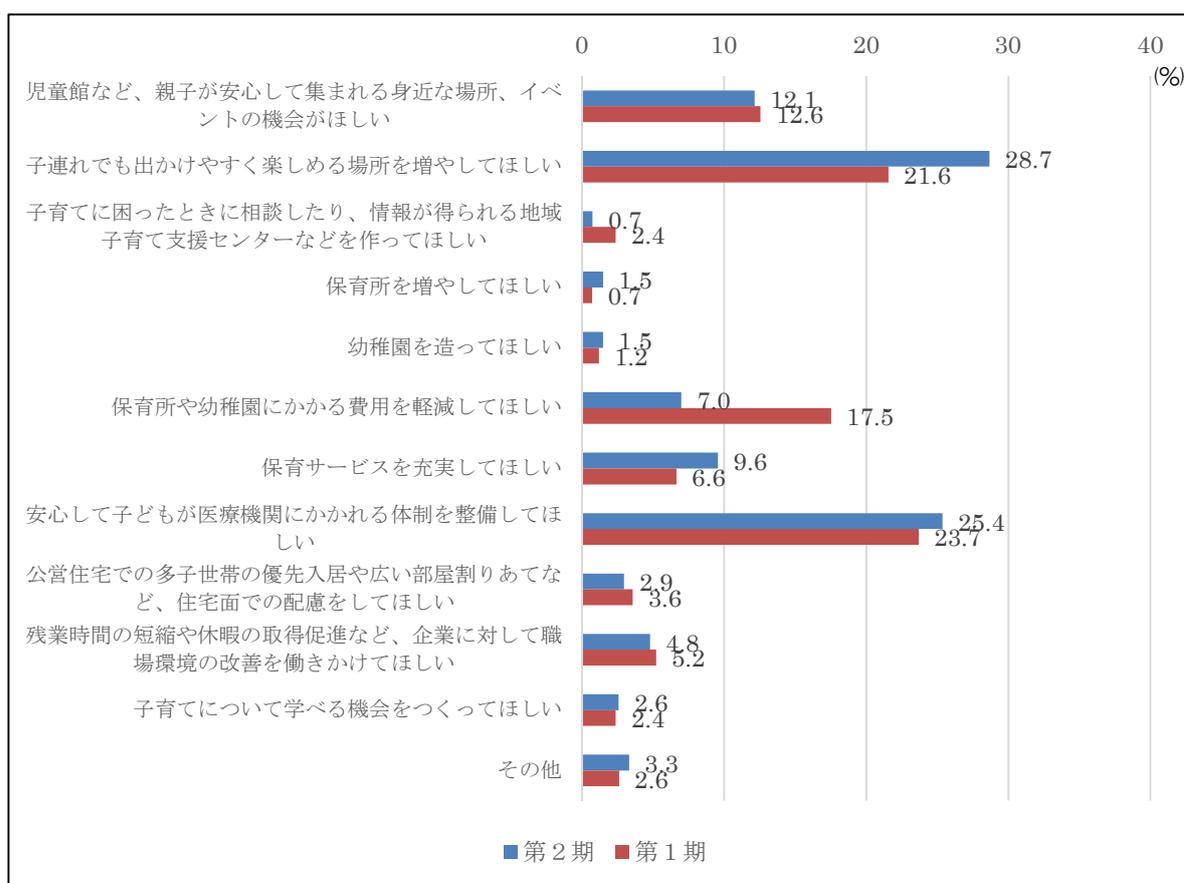


⑭ 本町の子育て支援について特に期待すること

「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が 28.7%で、「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が 25.4%、「児童館など、親子が安心して集まれる場所、イベントの機会がほしい」が 12.1%と続いています。

本町の子育て支援について特に期待することでは、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」ことに期待している人が第1期よりも増えています。

【第1期回答数=422】 【第2期回答数=272】



## (2) 小学生児童調査結果

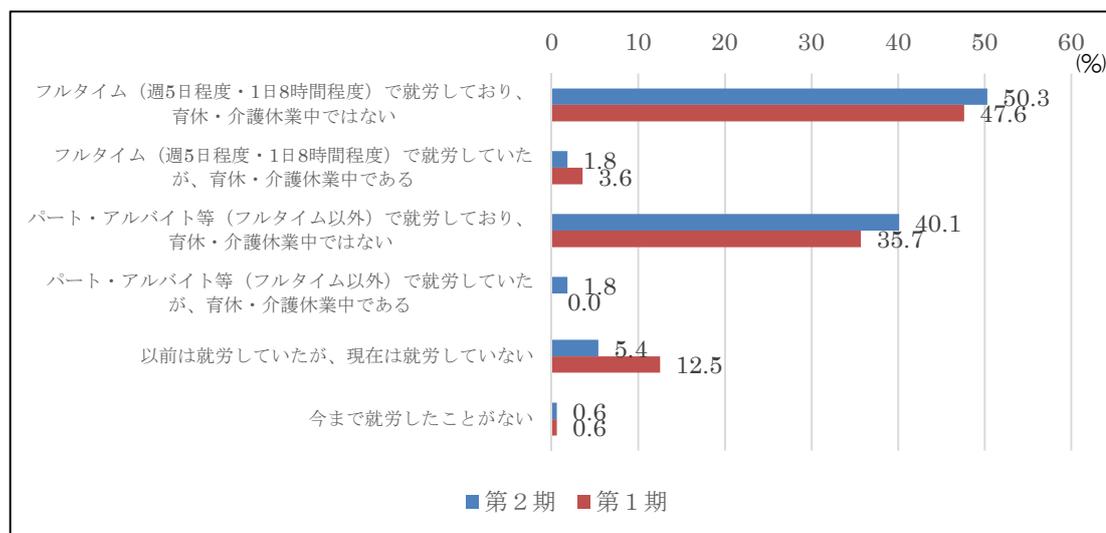
### ① 保護者の就労状況

母親の就労状況は、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が50.3%で最も多く、「パート・アルバイト等（フルタイム以外）で就労しており、育休・介護休業中ではない」が40.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が5.4%となっています。

母親の就労状況は、フルタイムやアルバイトをしている母親が増えたことがわかります。

#### 母親 / 就労状況

【第1期回答数=168】【第2期回答数=167】

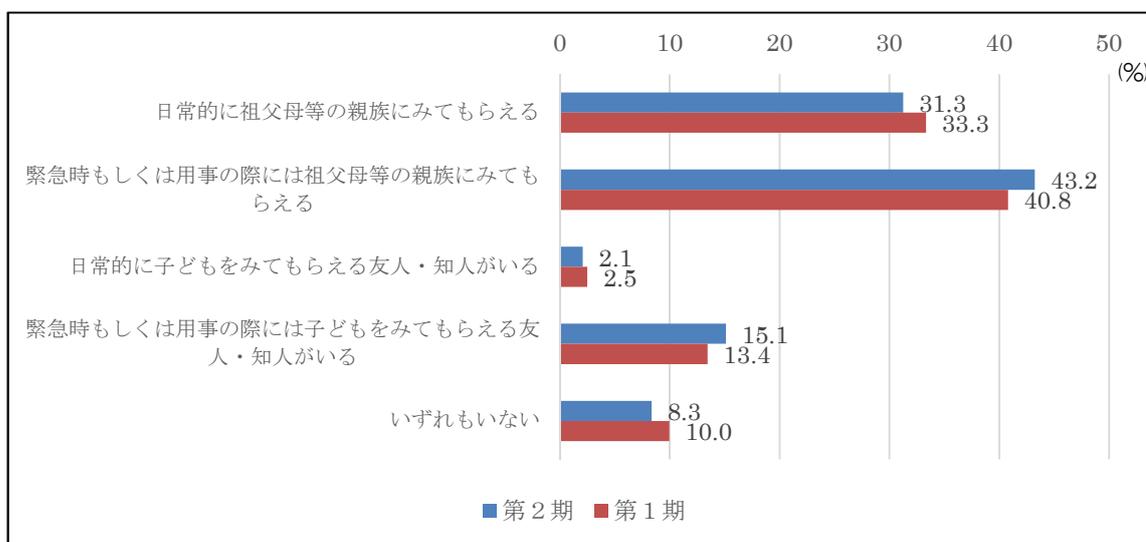


② 日頃子どもをみてくれる親族・知人の有無

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が43.2%と最も多く、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が31.3%と続いています。「いずれもない」は8.3%みられます。

第1期、第2期とも傾向は変わらず、緊急時や日常的に祖父母等の親族に子どもをみてもらえる環境である結果となりました。また、「子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が少し増えていることがわかります。

【第1期回答数=201】【第2期回答数=192】

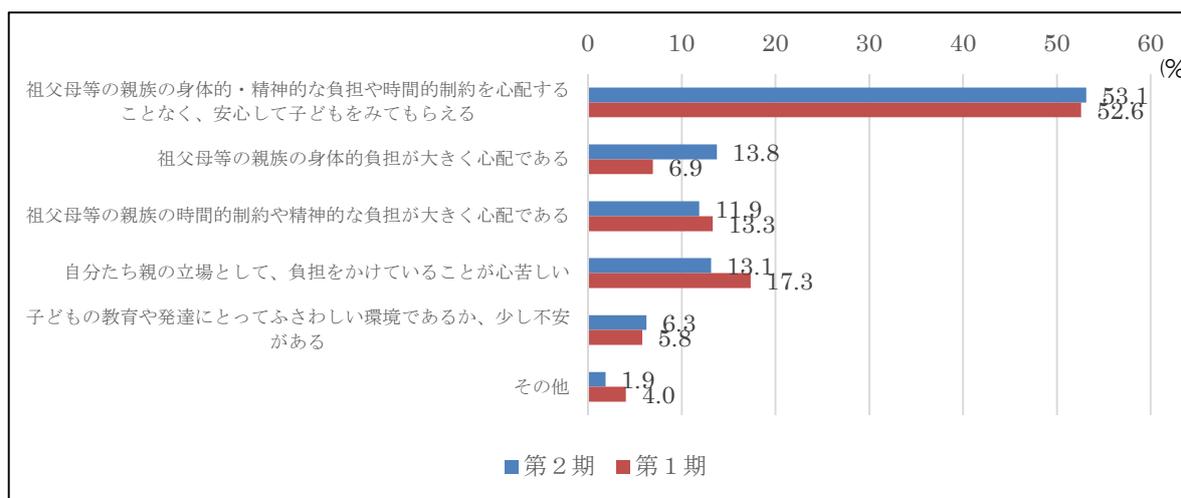


③ 祖父母等の親族に子どもをみてもらっている状況

「祖父母などの親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」と回答した人が 53.1%と最も多くなっています。「祖父母等の親戚の身体的負担が大きく心配である」人が 13.8%、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」と感じている人は 13.1%となっています。

第1期、第2期とも傾向は変わりません。

【第1期回答数=173】 【第2期回答数=160】

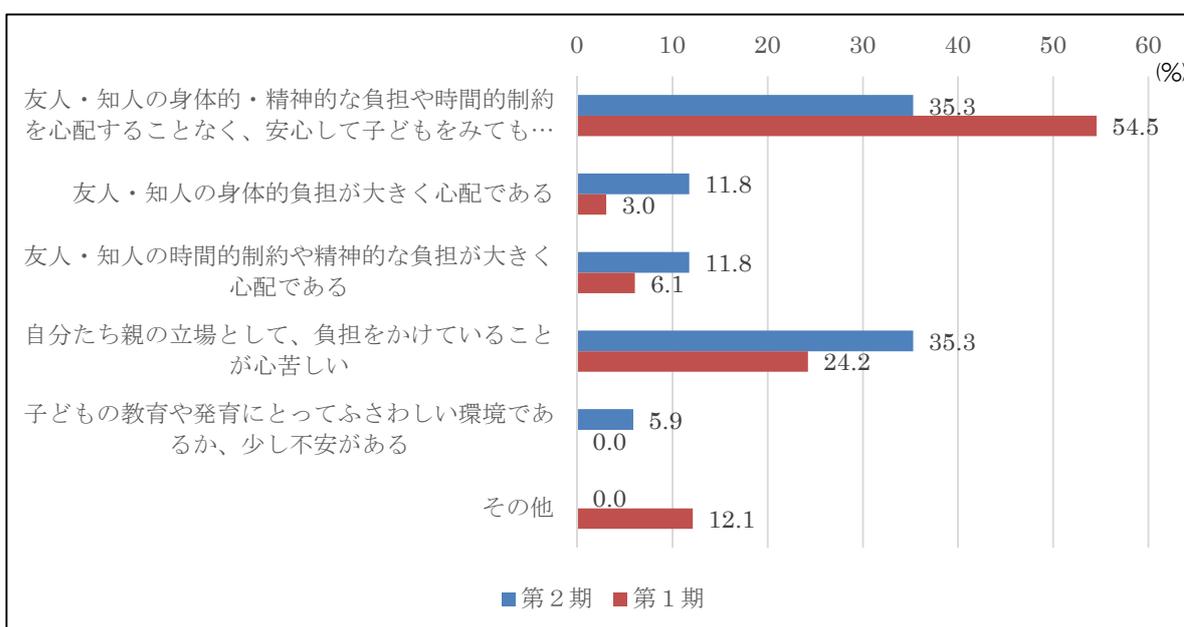


④ 友人・知人に子どもをみてもらっている状況

「友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」・「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」と感じている人は共に 35.3%と最も多くなっています。「友人・知人の身体的負担が大きく心配である」・「友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」が共に 11.8%となっています。

「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」が増加している。母親の就労から子どもをみてもらう時間や頻度が増えたことが考えられます。

【第1期回答数=33】 【第2期回答数=34】

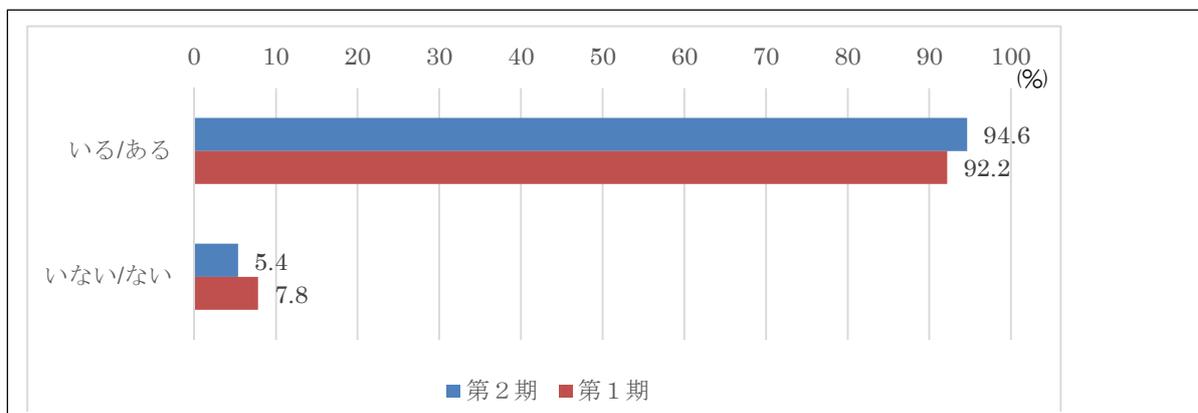


⑤ 子育てをする上での気軽な相談相手の有無

気軽に相談できる人や場所が「いる/ある」が94.6%となっています。

第1期、第2期ともに、変わらない結果となりました。

【第1期回答数=179】【第2期回答数=168】

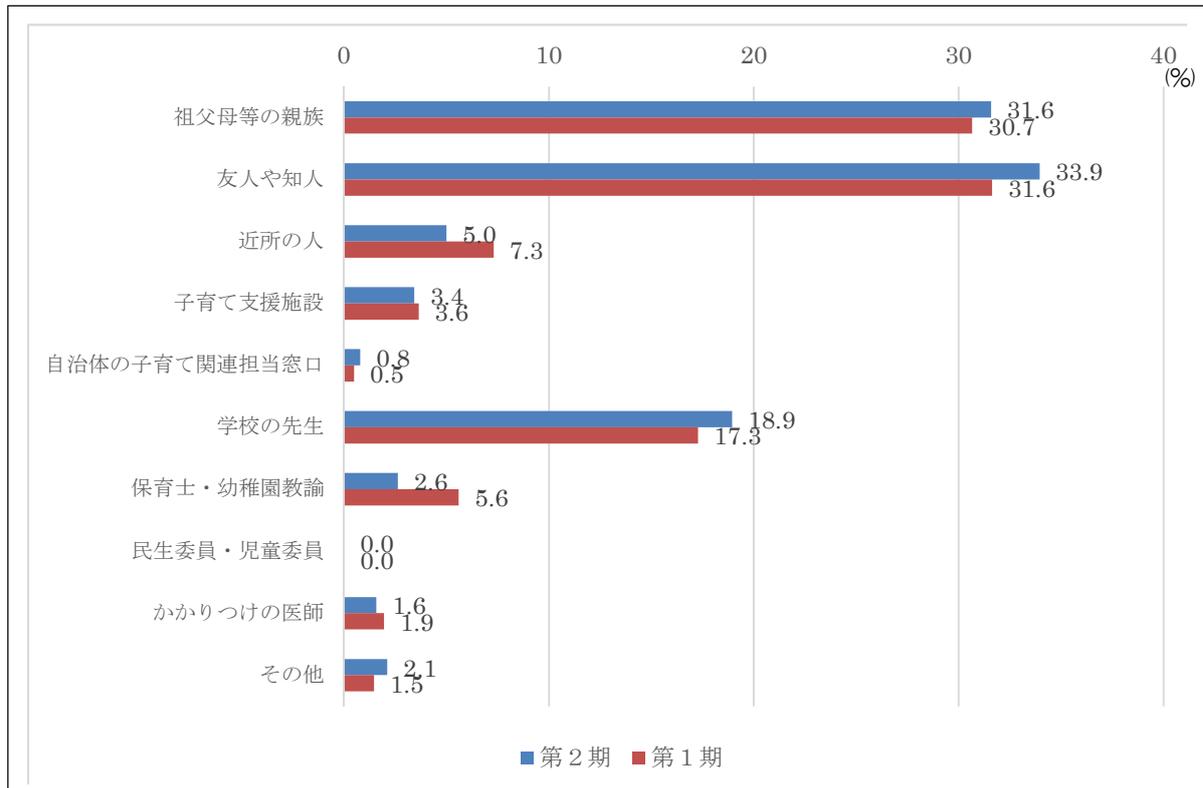


⑥ 子育てをする上での気軽な相談相手

「友人や知人」が33.9%と最も多く、次いで「祖父母等の親族」が31.6%、「学校の先生」が18.9%となっています。

第1期、第2期と大きな変化はみられませんでした。

【第1期回答数=411】【第2期回答数=380】

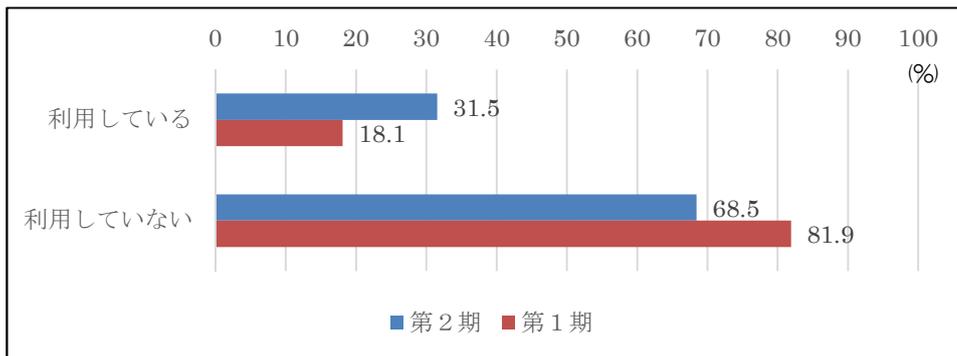


⑦ 学童保育・学童保育以外の児童・放課後子ども教室の利用

学童保育の利用では、「利用していない」が68.5%で、「利用している」が31.5%でした。  
第1期に比べ、第2期では就労している母親が増えたことに伴い、学童保育を利用している児童が増えているという結果になりました。

(回答数は1番目、2番目、3番目の子どもの合計です)

【第1期回答数=176】 【第2期回答数=241】

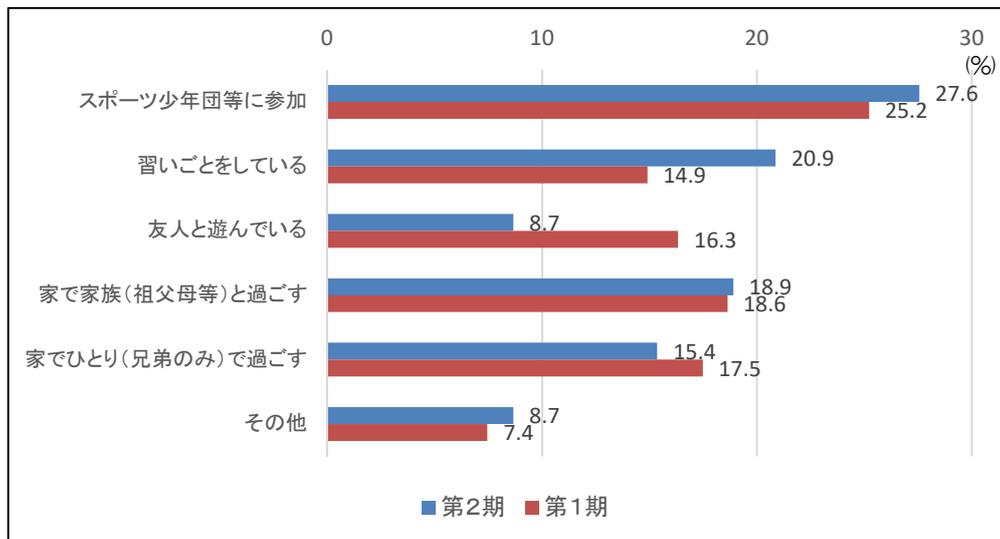


⑧ 放課後の過ごし方

「スポーツ少年団等に参加」が27.6%、次いで「習いごとをしている」が20.9%となっています。「家で家族(祖父母等)と過ごす」は、18.9%となっています。

第1期、第2期と比較すると、更にスポーツ少年団や、習い事をしている児童が増えています。

【第1期回答数=349】 【第2期回答数=254】

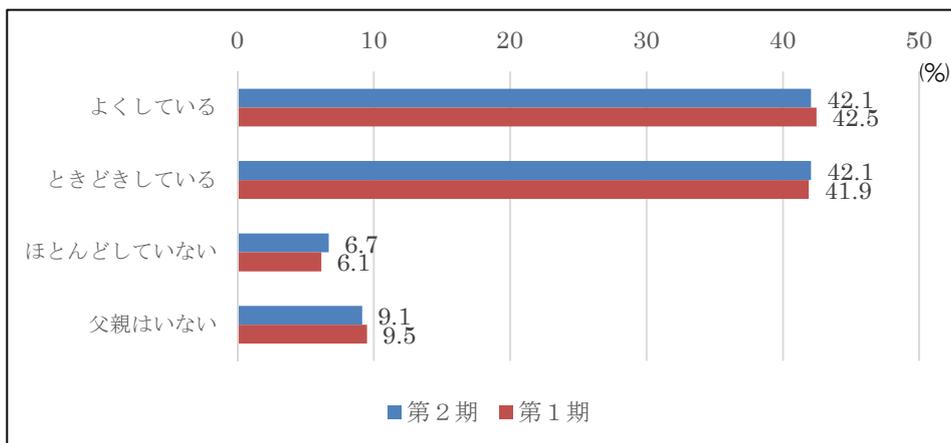


⑨ 父親の育児参加

「よくしている」・「ときどきしている」が共に42.1%、「父親がいない」が9.1%となっています。

第1期、第2期ともに、父親の育児参加は「よくしている」・「ときどきしている」が多い結果となりました。

【第1期回答数=179】【第2期回答数=164】

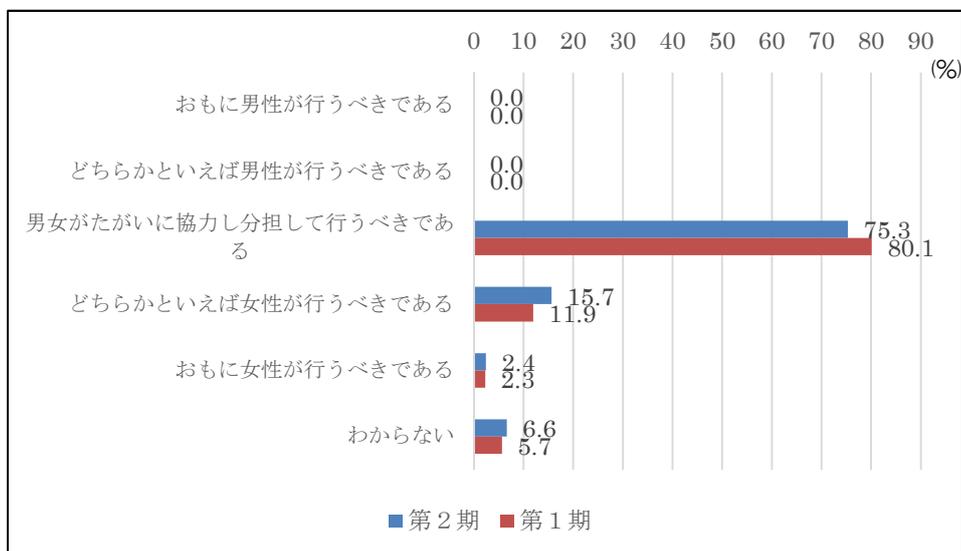


⑩ 家庭での家事分担

「男女がたがいに協力し分担して行うべきである」が75.3%と最も多くなっています次いで、「どちらかといえば女性が行うべきである」が15.7%となっています。

第1期より、第2期は、「男女がたがいに協力し分担して行うべきである」が多少減少し、「どちらかといえば女性が行うべきである」がその分増えました。

【第1期回答数=176】【第2期回答数=166】

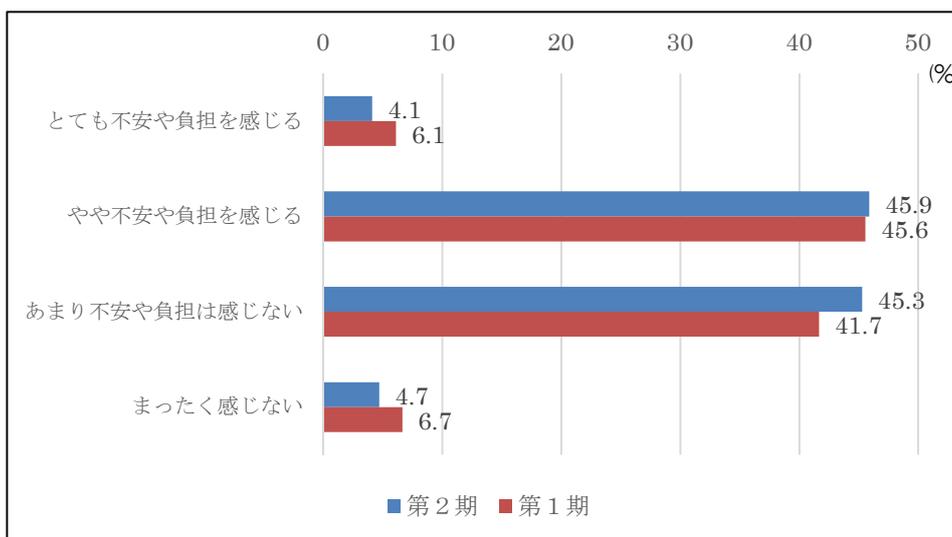


⑪ 子育てに関する不安や負担

「やや不安や負担を感じる」が45.9%となっており、次いで「あまり不安や負担は感じない」が45.3%となっています。

第1期、第2期と、子育てに不安や負担を感じている人は少なく変わらない結果となりました。

【第1期回答数=180】【第2期回答数=170】

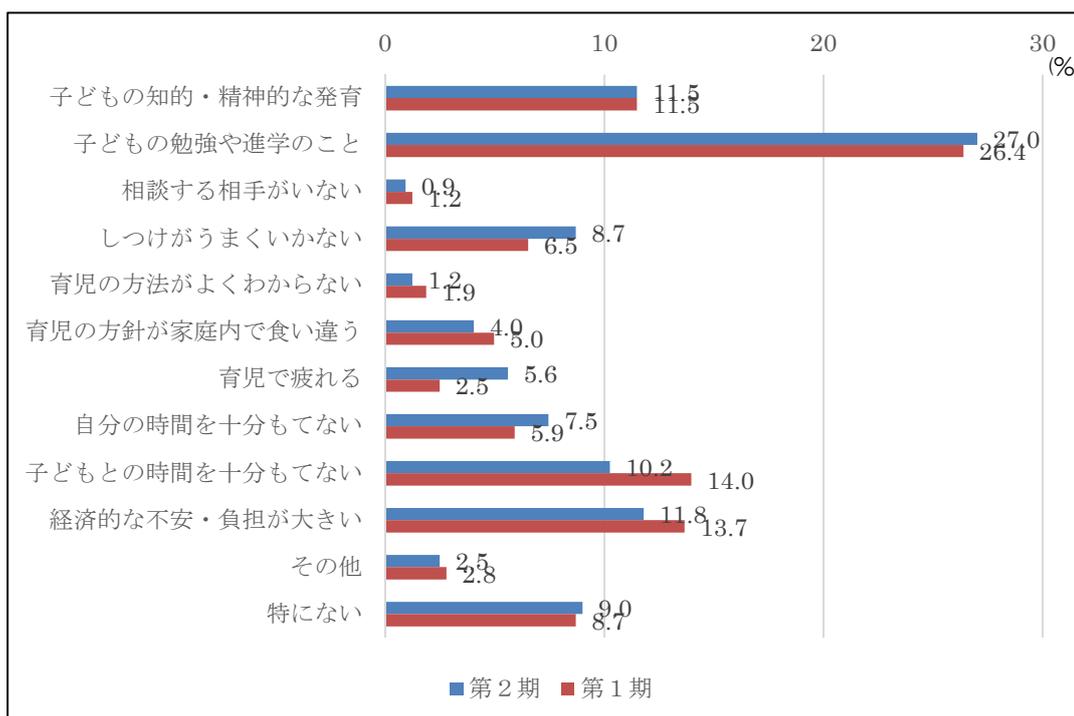


⑫ 子育てについての悩み

「子どもの勉強や進学のこと」が最も多く、27.0%となっています。次いで、「経済的な不安・負担が大きい」が11.8%、「子どもの知的・精神的な発育」が11.5%、「子どもとの時間を十分もてない」が10.2%と続いています。

相対的に大きな変化はありませんが、第1期に比べ、「育児でつかれる」・「自分の時間を十分もてない」が増えました。

【第1期回答数=322】 【第2期回答数=322】

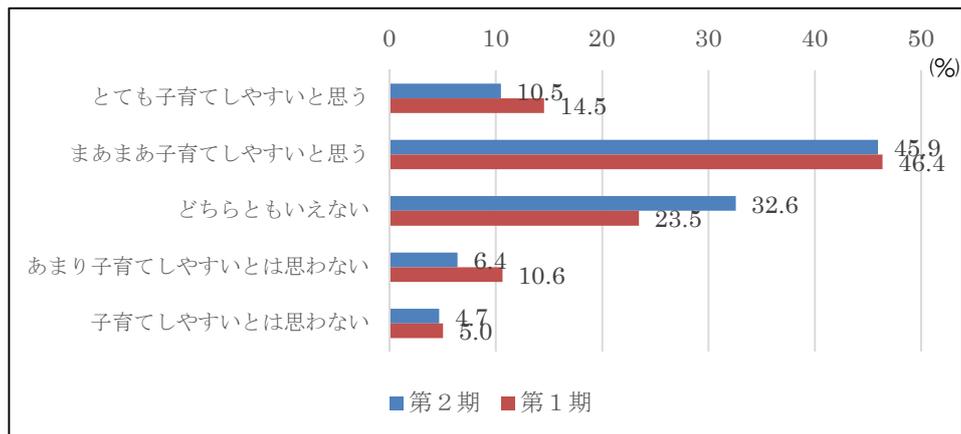


⑬ 居住地区の子育て環境

「まあまあ子育てしやすいと思う」が45.9%、「どちらともいえない」が32.6%、「とても子育てしやすいと思う」が10.5%となっています。

第1期、第2期と、変わらない結果となりました

【第1期回答数=179】【第2期回答数=172】

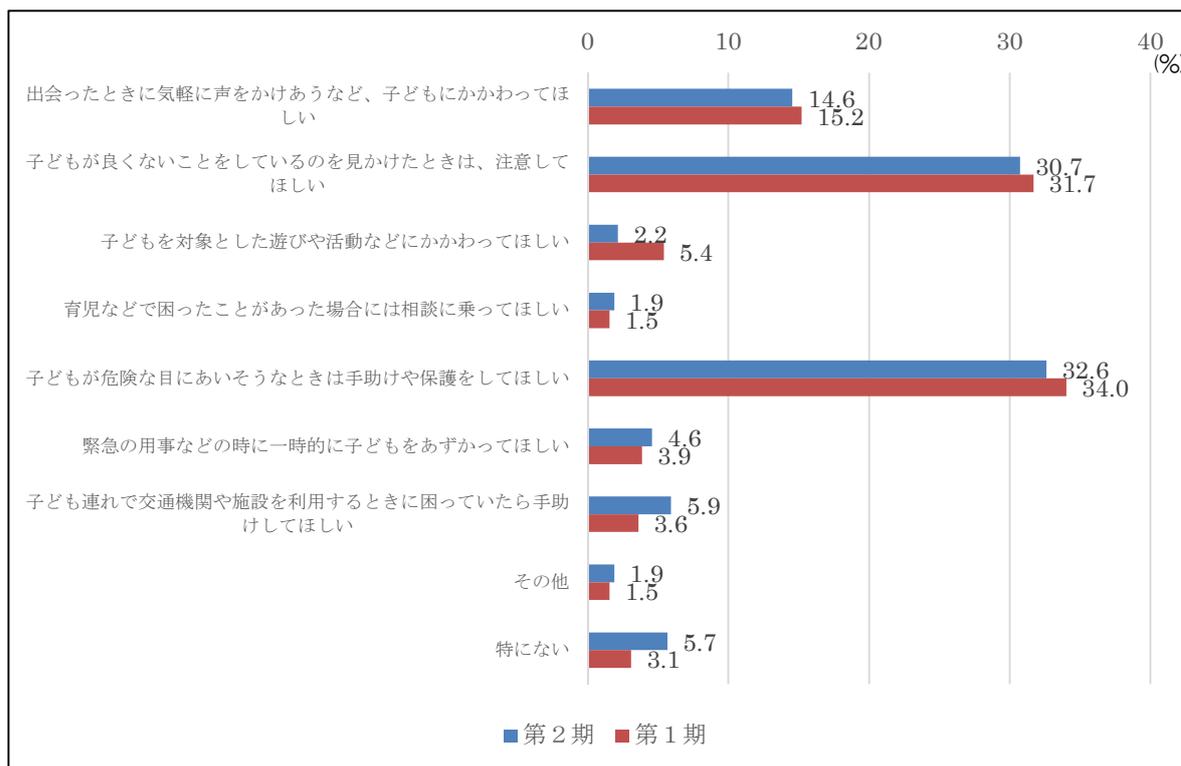


⑭ 子育てをするうえで、近所や地域に望むこと

「子どもが危険な目にあいそうなときは手助けや保護をしてほしい」が 32.6%で、「子どもが良くないことをしているのを見かけたときは、注意してほしい」が 30.7%、「出会ったときに気軽に声をかけあうなど、子どもにかかわってほしい」が 14.6%となっています。

第1期、第2期と、変わらない結果となりました

【第1期回答数=388】【第2期回答数=371】

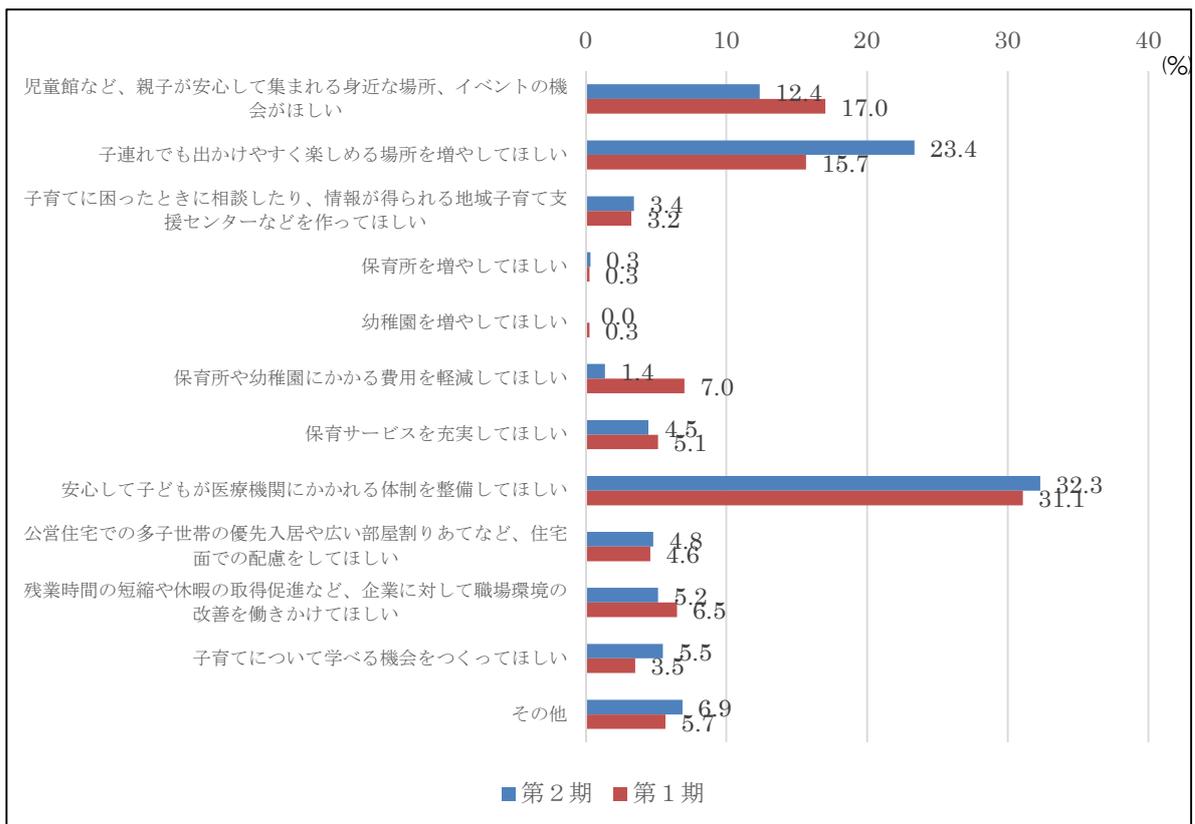


⑮ 本町の子育て支援について特に期待すること

「安心して子どもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」が 32.3%で、次いで、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が 23.4%、「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場所、イベントの機会がほしい」が 12.4%、と続いています。

第1期、第2期ともに、医療機関の充実を求める人が多く、子連れで出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい人が増えた結果となりました。

【第1期回答数=370】 【第2期回答数=298】

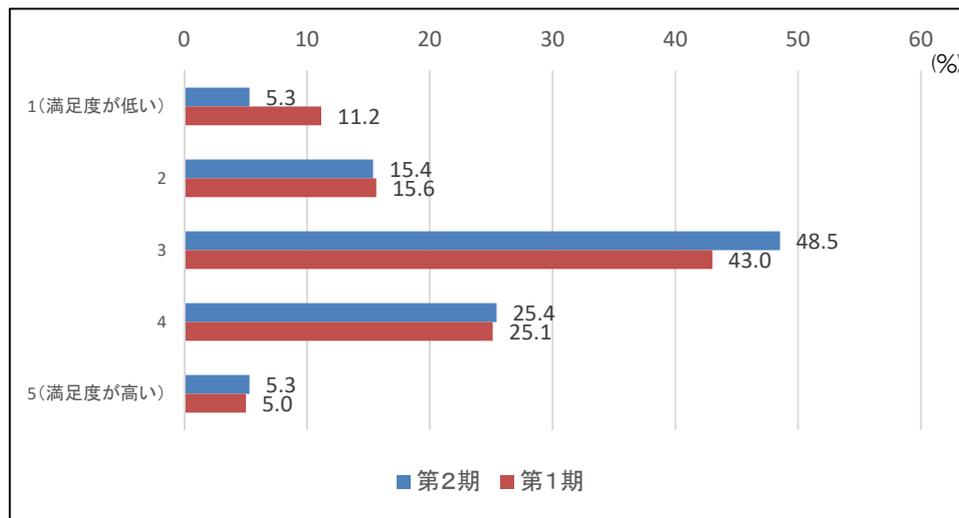


⑩ 地域の子育て環境や支援への満足度

満足度を5段階中「3」と評価する人が48.5%と最も多く、5段階中「4」の満足度の高さをを感じる人が25.4%となっています。

第1期同様、満足度は「3」と変わりはありませんが、「1」と回答した人がおよそ半分減少したことから、地域の子育て環境が少しずつ改善していることがわかります。

【第1期回答数=179】 【第2期回答数=169】



### (3) 就学前児童の保護者 自由意見のまとめ

#### ① 交流イベント

- 乳幼児も参加できて、親子で楽しめるクラシックコンサートや劇などがあるといい。定期的な絵本の読み聞かせや、家では片付けが大変な汚れるあそびなど。  
例) 絵の具、粘土、紙あそびなど
- 冬場に利用できる所が少ないです。イベントも少ないので、2月、3月が辛い。
- 老人ホームの交流など、人と関われる機会がもっとあるといい。
- 中土幌の支援センターは広くておもちゃもあるので、先生の関わりも見守りだけではなく、遊びの提案などもっとあればいい。
- 支援センターの時間をもっと長くしてほしい、又、保育所、こども園に入園している子どもが長期休み（夏休み等）の時にも利用できるようにしてほしい。
- 父親と子どものイベント。母親ばかりでなく、父親が子どもと楽しく遊べたり、何か学んだりする機会や、1人で子どもを連れて出かけるのは大変なので、普段なかなか行けない所へ少し遠出するイベントがあるといい。
- 託児付ママだけの息抜き茶話会・専門職（医療系や保育士さん、栄養士さんなど）に気軽に相談などできるようなお茶会などがあればいいように思う。

#### ② 公園や施設

- 雨の日でも遊べる施設。温水プール。
- 室内でアスレチックなどを使える施設がほしい。
- 遊具が充実した公園がほしい。
- 土幌町内でも変質者など道路や公園とか防犯の意味を込めて、カメラの設置があればいいと思う。
- 子や親が仲良く遊べる安全、年代別で楽しめる場所があれば助かる。

#### ③ 児童福祉

回答なし

#### ④ 医療・病院

- 小児科を町内で受診できるようにしてほしい。
- インフルエンザワクチンを無料にしてほしい。
- 病児保育を町内の施設で利用できるようにしてもらいたい。町外の施設で診断書を書いてもらえず、預け先がなくて困った。
- 以前住んでいた所は、子どもの医療費は18歳まで無料、フッ素塗布も小学校入学まで何回しても無料だったので、お金がかかることに正直おどろいた。

#### ⑤ こども園・保育所

- へき地保育所も給食だと助かる。
- へき地保育所でもアレルギー対応食を出してほしい。

- 保育料の無料化だけにフォーカスするのではなく、まず職員（保育士など）の待遇、働く環境を整えるべきだと思う。
- こども園の質が悪くなった。子育て支援といいながら親の負担が多くなっている。（第2子を無料にしてから）子育てしやすい環境ではないと思う。
- 保育料の無料はどうなのか。無料ということで、園児数が増え、先生方の手が足りず、イベントが減ったり、発表会の演目が減ったりさみしいです。町で対応してほしい。先生方は頑張ってくれていると思う。
- 来年から通常保育 16 時 30 分は困る。9月の農繁期に“なるべく早くお迎えに来て欲しい”のプリントの意味がわからない。無料にして園児が増えて、手がまわらないから農繁期に早く迎えに来いとか、土曜保育もイヤな顔されるようでは全く意味がない。
- 園内に医療スタッフを配置し、より充実した保育環境の提供を望む。ちょっとしたケガでお迎えの電話が来るのは正直つらい時もある。逆にけっこうケガや高熱も気付かれない時もあり・・・もっと、スタッフがいてほしいと切に願う。
- こども園の各種届出書をホームページより自宅でもプリントアウトできるようにしてほしい。（延長届等）又、こども園の緊急連絡網をメール配信してほしい。
- 安心して預けられる保育環境を整えてほしい。

#### ⑥ 情報提供

- 図書館にはたくさん絵本があるのに利用者が少ないのがすごく残念です。もっとアピールすればいいと思う。
- 子どもをサポートしようとする取り組みはこの市長村でもあると思うが、子育ての不安などを抱えた母親に対するサポートは少ないように思う。
- 土幌町の防犯メールなどで知らせてくれるのは良い。ただ、イベント情報とかもっと広くアピールしてほしい。

#### ⑦ その他

- ほろっとを確立し、関連機関の連携を確立してほしい。
- 絵本の読み聞かせ・年齢に合った教育、育児の勉強会をおこなってほしい。
- 英語を学べる機会を増やしてほしい。
- 子どもの看病休暇は、子どもを持つ親世代に必要だと思います。又、なかなか休みづらいという実態も改善して頂きたい。
- 他町にくらべて、色々な面で助成してくれるのは助かる。

#### (4) 小学生の保護者 自由意見のまとめ

##### ① 交流イベント

- 山登り体験、スキー学習など。
- リサイクル市（子供服、ベビーカー、自転車、スケートなど）
- 支援を必要とする子たちにも、楽しめるイベントを教えてください。「こもれび」で行われているものは、支援を必要としている子向きではないし、そういう子が参加しにくいものが多い。
- 子どもと一緒に楽しめるコンサートやお芝居があればうれしい。
- せっかくキャンプ場があるのだから、アウトドア的なイベントがあったら楽しい。やちぼうずの里を利用するのもいい。

##### ② 公園や施設

- 児童館のような、年代別で楽しめる場所がほしい。
- 子どもの遊び場がない。支援も就学前には色々あるが、今ひとつかと……。子育て支援を考えてくださるなら学校や施設の改善修理をしてほしい。
- 1日中子どもと親が遊べる室内のアスレチックや物づくり体験、食事など気軽にできる大型遊園地みたいな物があたらいい。
- 公園の遊具を増やしてほしい。

##### ③ 児童福祉

- 幼少期よりも大きくなってからの方がお金が掛かるので、手当を高校生になっても考えてほしい。
- 中学、高校の方がお金がかかります。特に高校に通う事で、定期代や下宿代がすごいので、何か考えてほしい。
- 医療、福祉、教育とつながりがある人を相談窓口においてほしい。あっちこっちと当事者がたらいまわしにあうのはもうやめてほしい。
- 本当に必要としている人や改善しないとならないことから改善して行ってほしい。就学前の子の費用軽減とかばかりはどうかと思う。支援を受けている子たちが（親が）子育てしにくい環境のため、意識改善するきっかけになるような支援対策を望む。
- 特別支援・すずらんに通っているのですが、もう少し支援の場を増やしてほしい。相談しやすい、いろんな事を知っている人を町に置いてほしい。

##### ④ 医療・病院

- 医療に関して、国保病院に小児科医を常駐させてほしい。  
インフルエンザ含め全ての予防注射が無料だとうれしいです。あと、打つ時期がいまいちわかりにくいのが困る。
- インフルエンザ接種場所も拡充しないまま。町の病院は予約がとれないし、他の病院で打てばお金がかかる。きちんと税金納めているのになにも恩恵は受けられないのはどういうことか。

- 医療費が中学まで無料になって、面倒な手続きがなくなったのが嬉しい。
- 医療費全額補助を高校卒業までにしてほしい。

⑤ こども園・保育所

- こども園の新築・保育士の増員。
- 保育料無料ではなく、少しは払っても良いと思う。園の質が段々悪くなっているように思う。先生方は頑張ってくれていると思うので、町がもう少し考えてほしい。

⑥ 情報提供

- 町にある習いごとの教室をまとめて一覧できるようにしてほしい。習いごと、少年団土幌でやっているものはネットにも載っていないので、口コミでしか情報が得られない。
- 情報が少ない。
- 公営住宅だけでなく、空家情報などもらえると選択肢も増えるし、町としても空家対策になるのではないか。
- 病児保育の助成や登録を知らない人が多く、年に1回ではなく、季節の変わり目などお知らせしたほうがいいのでは。

⑦ その他

- 土曜日にへき地の小学生が町の学童に通える体制をつくってほしい。
- スポーツ大会（全道など）に出る子の補助金の回数や金額を増やしてほしい。
- 小学生の英語の授業が増えてくるので小さい頃から親子で学べる英語教室みたいなことがあったらいい。
- 241号線に横断歩道があるといい（北の方）子どもに道路を1人で渡らせるのは怖い。
- 児童ステーション（土曜日のやつ）はありがたいです。色々な経験が出来て良い。
- スクールバスの路線の見直し。

## 第3章 基本的な考え方

### 1 基本理念

生まれてくる子どもたちが家族や地域に心から祝福され、すべての人が子育てに伴う喜びを実感できるまちづくりを目指すとともに、子ども・子育て支援法が法の目標に掲げる「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことは、本町のまちづくりを考える上で重要なテーマであり、家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応した子育て施策を展開することは、町がよりいっそう飛躍するための最重要事項の一つでもあります。

このことから、本計画では3つの基本理念を掲げます。

#### 基本理念1 子どもたちが健やかに成長することのできるまち

次代を担う子どもたちが、0歳から就学までの乳幼児期、そして就学後の学童期のそれぞれの成長の段階に応じた質の高い環境づくりを進めることで、「子どもたちが健やかに成長することのできるまち」をめざします。

#### 基本理念2 人に子育てにやさしいまち

子どもの幸せは、町民全体の願いでもあります。次代を担う子どもを安心して妊娠・出産・子育てができる取り組みや、すべての家庭において、保護者が子どもにしっかりと向き合い、子どもを育てることの喜びを実感できる環境づくり、安心して子どもを生み育てることに「夢」を持てる環境づくりを進めることで「人に子育てにやさしいまち」をめざします。

#### 基本理念3 社会全体、地域で子育てを支援するまち

子どもの生活の基本の場は家庭ですが、核家族化の進行や近所づきあいの希薄化など、子どもを取り巻く環境は変化しています。地域で、子育て中の保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができるよう、地域・学校・職場・行政など「社会全体、地域で子育てを支援するまち」をめざします。

## 2 基本目標

---

この計画の基本理念を実現するため、次の7項目を基本目標として総合的に施策を推進します。

### (1) 地域における子育て家庭への支援

家庭における子育てを支援するため、家庭の様々な状況に応じて柔軟に利用できる支援サービスの提供を図ります。

保護者の不安や孤独感を解消できるよう、情報提供や相談体制の充実を図るとともに、保護者同士や地域のボランティア等がともに子育てを楽しめる体制を整備するため、地域活動の支援や人材の育成を推進します。

### (2) 母と子どもの健康の確保・増進

母親が安心して妊娠・出産し、子どもを産み育てることができるように支援するとともに、子どもの発達や成長段階に応じて成年期に至るまで一貫した健康の維持・増進、望ましい食生活を促進し、生涯にわたる健康な生活の基盤作りを支援します。

### (3) 子どもの教育環境の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸ばすことができるよう、子どもの実態を踏まえ、家庭・地域・学校の教育力を向上させるための支援の充実などの取り組みを推進するとともに、子どもを生み育てることの喜びを実感できる教育環境の整備を推進します。

### (4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもとその保護者が、安心して快適に暮らすことができるよう、生活環境の整備や外出しやすい環境づくりなど、子育てに配慮した総合的なまちづくりを推進します。

### (5) 仕事と家庭との両立の推進

安心して子育てと仕事ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努めるとともに、仕事と子育てを両立するための環境づくりを促進します。

また、子育てを父親、母親が協力し合いながら行う事ができるよう、男女共同参画の意識づくりを図ります。

## (6) 子ども等の安全の確保

社会環境や生活形態の変化に伴い、子どもが安全で安心して遊べる環境が減少しています。さらに交通環境の大きな変化や交通マナーの欠如などによる事故も後を絶たない状況にあります。

このような状況から、妊産婦や子育て家庭など、誰もが安心して生活できる環境づくりに努めます。

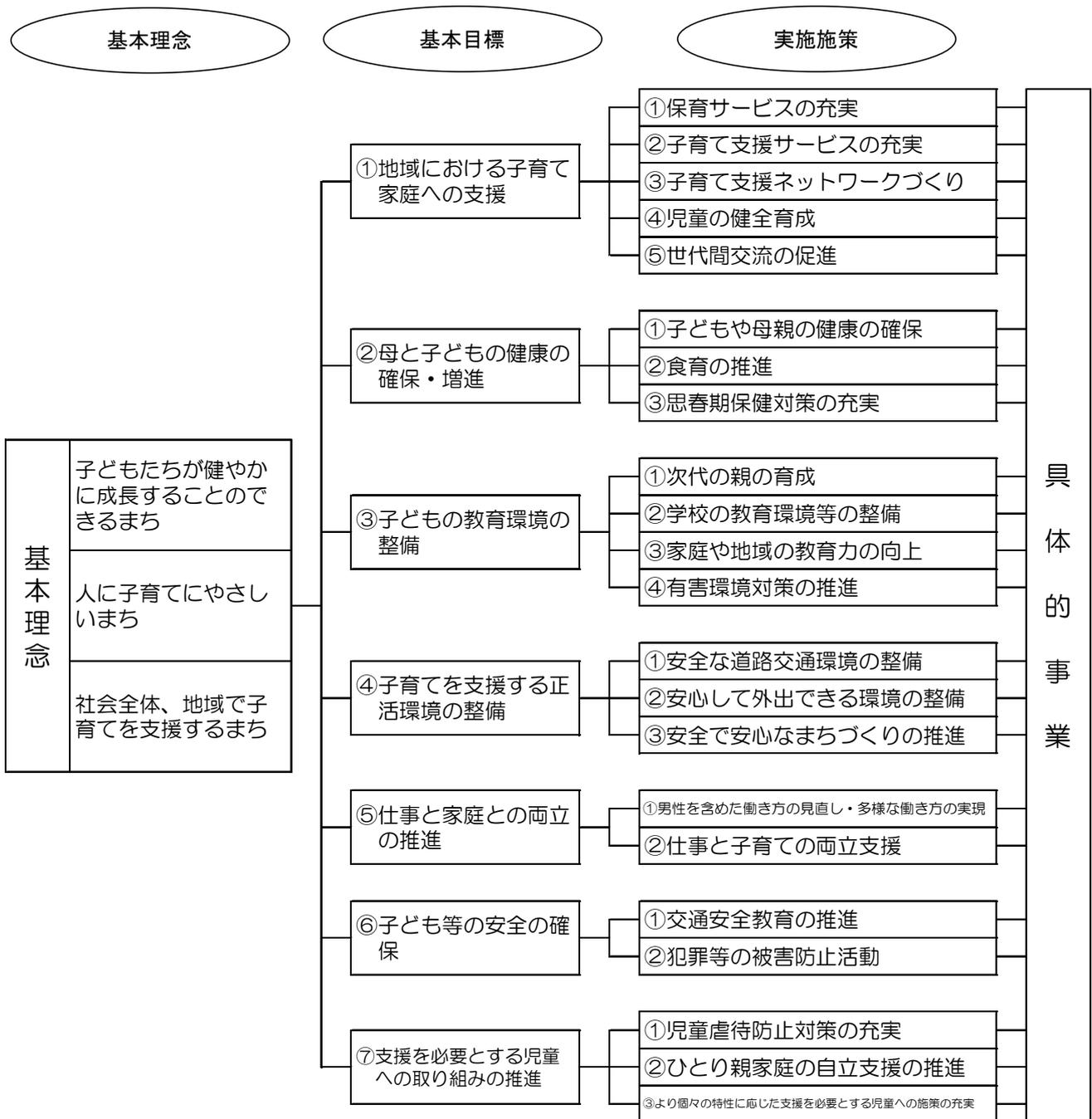
## (7) 支援を必要とする児童への取組の推進

子どもの人権が守られるよう関係機関が連携し、児童虐待の発生予防及び早期発見への体制が図られるよう努めます。

また、発達支援が必要な子ども、ひとり親家庭等、特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援を進めます。

### 3 施策の体系

土幌町子ども・子育て支援事業計画（第1期）を踏まえ、子ども・子育て支援の施策の体系を次のとおり設定します。



## 第4章 子ども・子育て支援事業

### 1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法の規定に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供に当たって、教育・保育提供区域を設定します。

区域は、地理的条件や人口、交通機関・道路などの社会的条件、教育・保育施設の立地状況や利用実態、今後の利用希望、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して定めることとされていますが、本町では各事業の実施状況も踏まえ、全町1区域と設定します。

### 2 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

計画期間内における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を提供します。

なお、この「量の見込み」は、計画策定時における教育・保育の利用状況（認定こども園、保育園、へき地保育所などの利用状況）に、ニーズ調査で把握した保護者の「利用希望」を踏まえ、「保育の必要性の認定」ごとに設定しています。

#### 【保育の必要性の認定区分】

区分	対象年齢	保育の必要性
1号認定	3～5歳	保育の必要なし（教育標準時間認定）
2号認定	3～5歳	保育の必要あり（保育認定）
3号認定	0～2歳	保育の必要あり（保育認定）

#### 【保育料（令和元年10月～）】

区分	第1子	第2子以降
0～2才	ひとり親世帯	
	町民税非課税世帯	町民税非課税世帯
3～5才		

※  国による無償化

 土幌町独自の無償化

(1) 1号認定（3歳以上保育の必要なし）

（単位：人）

区分	2020 令和2年度		2021 令和3年度		2022 令和4年度		2023 令和5年度		2024 令和6年度	
	① 量の見込み	15	13	12	12	12	12	12	12	12
② 確保方策	25	25	25	25	25	25	25	25	25	
認定こども園	25	25	25	25	25	25	25	25	25	
③ 過不足（②－①）	10	12	13	13	13	13	13	13	13	

(2) 2号認定（3歳以上保育の必要あり・保育の必要ありで幼稚園希望を含む）

（単位：人）

区分	2020 令和2年度		2021 令和3年度		2022 令和4年度		2023 令和5年度		2024 令和6年度	
	① 量の見込み	117	99	96	94	93	93	93	93	93
② 確保方策	179	179	179	179	179	179	179	179	179	
認定こども園	90	90	90	90	90	90	90	90	90	
中土幌保育園	39	39	39	39	39	39	39	39	39	
川西へき地保育所	25	25	25	25	25	25	25	25	25	
上居辺へき地保育所	25	25	25	25	25	25	25	25	25	
③ 過不足（②－①）	62	80	83	85	86	86	86	86	86	

(3) 3号認定（3歳未満保育の必要あり）

（単位：人）

区分	2020 令和2年度		2021 令和3年度		2022 令和4年度		2023 令和5年度		2024 令和6年度	
	0歳	1・2歳								
	① 量の見込み	18	50	17	51	17	47	17	46	17
② 確保方策	17	74	17	74	17	74	17	74	17	74
認定こども園	15	30	15	30	15	30	15	30	15	30
中土幌保育園	2	4	2	4	2	4	2	4	2	4
川西へき地保育所	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20
上居辺へき地保育所	—	20	—	20	—	20	—	20	—	20
③ 過不足（②－①）	▲1	24	0	23	0	27	0	28	0	28

(確保方策)

- 本町においては、平成20年度から十勝管内最初の認定こども園を開設し、就学前の教育・保育を一体的に提供してきましたが、施設の老朽化が進んでいることから施設改築の検討を行い、改築計画を策定します。
- 検討にあたっては、子育て支援サービスの充実と今後の児童数の動向を勘案して進めます。
- 町内の保育施設相互の連携及び義務教育への円滑な接続を推進します。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

#### (1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

「妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援」の重要性が一層高まり、児童福祉法等の一部を改正する法律において母子保健法第 22 条が改正され、市町村は「子育て世代包括支援センター」の設置に努めることとされました。

平成 30 年度実績          0 箇所

区分	2020 令和 2 年度	2021 令和 3 年度	2022 令和 4 年度	2023 令和 5 年度	2024 令和 6 年度
確保方策	1 箇所				

#### (確保方策)

- これまで、保健福祉課において妊産婦健康相談、赤ちゃん相談、乳幼児健康相談、子ども課・子育て支援センター（中土幌保育園）では子育て相談、こども発達相談センターでは発達相談・療育（指導）などを行ってきました。
- 子育て世代包括支援センター（母子保健型）を開設し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築します。

## (2) 地域子育て支援拠点事業

土幌町子育て支援センターにおいて、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開放し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

平成 30 年度実績 実人数 48 人/年

区分	2020 令和 2 年度	2021 令和 3 年度	2022 令和 4 年度	2023 令和 5 年度	2024 令和 6 年度
量の見込み（実人数）	102 人	102 人	96 人	94 人	94 人
確保方策	1 箇所				

### (確保方策)

- ・乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言をおこなうとともに、保健福祉課、こども発達相談センター等の関係機関との協力や連携を図るとともに、保護者に寄り添いながら、子どもの健やかな育ちを支援します。
- ・人と人とのつながりが稀薄になり、孤立など母親の育児負担が増加しています。保健福祉課と連携し、気軽に利用してもらえるような事業の充実に努めます。
- ・子育て支援センターの利用について、保育施設等入所児童への拡充を行います。

## (3) 妊婦健康診査事業

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦及び産後 1 か月の産婦に対する健康診査として①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠・産褥期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

平成 30 年度実績 延べ 74 人/年 実人数 67 人/年

区分	2020 令和 2 年度	2021 令和 3 年度	2022 令和 4 年度	2023 令和 5 年度	2024 令和 6 年度
量の見込み（実人数）	34 人	34 人	34 人	34 人	34 人
確保方策	妊婦および産後 1 か月の産婦全員を対象として実施 妊娠期 1 4 回、超音波検査費 6 回、産後 1 か月の健診費用を助成します。				

### (確保方策)

- ・妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図り適切な時期に妊婦健診を受けられるよう、受診医療機関と連携を図りながら適切な時期の受診及び保健指導・栄養指導に努め、母子ともに健康な出産支援に努めます。

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

平成30年度実績 実人数 47人/年

区分	2020 令和2年度	2021 令和3年度	2022 令和4年度	2023 令和5年度	2024 令和6年度
量の見込み(実人数)	34人	34人	34人	34人	34人
確保方策	生後4か月までの乳児のいる対象家庭を全て訪問します				

##### (確保方策)

- ・訪問に先立って、妊婦相談時に乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握の為に訪問目的や内容を伝え、生後、専門職(保健師等)の家庭訪問指導を全件実施するとともに、育児に関する不安や悩みの傾聴、子育て支援に関する情報提供を実施します。
- ・支援が必要な家庭には、提供サービスの検討、関係機関との連絡調整の実施に努めます。また、訪問指導者は、必要な研修を受け相談技術の向上に努めます。

#### (5) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

平成30年度実績 延べ人数 32人/年 実人数 20人/年

区分	2020 令和2年度	2021 令和3年度	2022 令和4年度	2023 令和5年度	2024 令和6年度
量の見込み(実人数)	20人	20人	20人	20人	20人
確保方策	養育支援が特に必要な就学前(6歳以下)の児童の家庭を訪問し、学童期(18歳以下)の児童も含めて養育に関する指導・助言等を行います。				

##### (確保方策)

- ・支援が特に必要である者を対象とし、支援方針の検討会を定期開催し短期集中的に又はきめ細かに指導助言を行うなど、密度の濃い支援を行います。
- ・対象者には、適切な養育が行われるよう医療機関や、関係機関等と積極的に連携を取りながら、問題解決に向けた専門支援を提供します。
- ・専門的支援が必要となるときは、当該専門的支援を担う機関・部署のサービスにつなぎ、児童福祉や母子保健等複数の観点から、必要に応じて要保護児童対策地域協議会に諮るなど事業他制度と連携して行います。

## (6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

平成 30 年度実績 延べ人数 0 人／年 施設数 0 箇所

区分	2020 令和 2 年度	2021 令和 3 年度	2022 令和 4 年度	2023 令和 5 年度	2024 令和 6 年度
量の見込み（実人数）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
確保方策	0 箇所				

### （確保方策）

- ・児童相談所や土幌町要保護児童対策地域協議会との連携を図り、地域の資源を利用して組み合わせなど工夫しながら、緊急の事態に備えます。

## (7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

平成 30 年度実績 延べ人数 0 人／年

区分	2020 令和 2 年度	2021 令和 3 年度	2022 令和 4 年度	2023 令和 5 年度	2024 令和 6 年度
量の見込み（延べ人／年）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
量の見込み（補正）	25 人				
確保方策（援助会員数）	27 人				

### （確保方策）

- ・ファミリー・サポート・センター事業の充実に向け、児童の預かり等を必要とする保護者のニーズに対応できるよう援助会員を確保するとともに、状況により依頼会員の利用助成を行うなど、利用者が使いやすい事業を継続します。

## (8) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

平成 30 年度実績 延べ人数 56 人／年

区分	2020 令和 2 年度	2021 令和 3 年度	2022 令和 4 年度	2023 令和 5 年度	2024 令和 6 年度
① 量の見込み(延べ人数)	816 人	747 人	713 人	699 人	696 人
② 確保方策 (延べ人数)	960 人				
③ 過不足 (②-①)	144 人	213 人	247 人	261 人	264 人

### (確保方策)【土幌町子育て支援センターに事業を委託して実施・継続】

- ・土幌町子育て支援センターに事業を委託して継続実施。
- ・保護者の通院やりフレッシュ等、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について土幌町子育て支援センターにおいて一時預かりを継続実施します。

## (9) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。(11 時間の開所時間を超えて保育を行う事業)

平成 30 年度実績 施設数 0 箇所

区分	2020 令和 2 年度	2021 令和 3 年度	2022 令和 4 年度	2023 令和 5 年度	2024 令和 6 年度
量の見込み(実人数)	25 人				
確保方策	0 箇所				

### (確保方策)

- ・保護者の就労形態の多様化に伴う保育ニーズを継続的に調査しつつ、ファミリー・サポート・センター事業の活用や延長保育の検討を行います。

#### (10) 病児保育事業（病後児保育を含む）

病児について、病院・保育所等に付設された専用のスペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

平成 30 年度実績 延べ人数 7 人／年

区分	2020 令和 2 年度	2021 令和 3 年度	2022 令和 4 年度	2023 令和 5 年度	2024 令和 6 年度
量の見込み（実人数）	272 人	249 人	237 人	233 人	232 人
病後児保育事業 （認定こども園内）	1 日の利用定員数は 2 人まで、対象は土幌町内のこども園・保育所（園）に入園・入所している児童				
病児保育事業 （町外の病児保育施設）	1 日の利用定員数は病児保育施設の利用定員数まで、対象は土幌町内のこども園・保育所（園）に入園・入所している児童及び土幌町内の小学生				

#### （確保方策）

- 病後児保育は、町内の保育所等に通う児童を対象に認定こども園内において継続して行うとともに、体調不良児対応型病児保育などの検討を行います。
- 病児保育については、町外の病児保育施設を利用した保護者への助成を継続すると共に、事業の周知に努めます。

### (11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

平成 30 年度実績 実人数 141 人／年

（単位：人）

区分	2020 令和 2 年度	2021 令和 3 年度	2022 令和 4 年度	2023 令和 5 年度	2024 令和 6 年度
① 量の見込み（実人数）	145	145	141	132	121
1 年生	30	33	27	23	20
2 年生	28	30	33	27	23
3 年生	28	27	30	32	26
4 年生	20	17	16	18	19
5 年生	19	19	16	16	17
6 年生	20	19	19	16	16
② 確保方策（定員数）	170	170	170	170	170
こもれび	120	120	120	120	120
中土幌学童	30	30	30	30	30
上居辺学童	20	20	20	20	20
③ 過不足（②－①）	25	25	29	38	49

#### （確保方策）

- 子ども交流センター「こもれび」の運営においては、学童保育利用、一般開放利用、バス待ち利用の3つニーズに応え、多くの児童の居場所となるように設備や体制を整えます。また、一体型の放課後子ども教室を実施することで、子どもたちへの居場所と学びの場を提供します。
- 中土幌学童保育所の運営においては、全学年の児童の居場所づくりを最優先とし、同施設である「中土幌児童ステーション」との連携した取り組みを行います。
- 上居辺学童保育所の運営においては、低学年児童の居場所づくりを最優先とし、地域や地域の小学校など関係機関と連携した取り組みを行います。

### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設及び小中学校に通園・通学する児童の保護者が通園・通学している施設に支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。

(確保方策)

未就学児童	生活保護を受給している方を対象に支給します。
小学生・中学生	就学援助費：町内の小学校又は中学校に在学する児童・生徒の保護者で生活保護法に規定する要保護及びそれに準ずる程度に困窮している者を対象に支給します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業。

(確保方策)

・民間事業者の新規参入推進については、必要に応じ検討します。

(14) その他事業

①学校給食費子育て支援事業 【継続】

児童・生徒に係る学校給食費について、保護者の負担軽減を図るため1人1日当たり小学校児童で55円、中学校生徒で56円を減額し町費で負担。また小中学校に在籍する第3子以降の学校給食費を免除。

②乳幼児等医療費助成事業 【継続】

平成27年度から所得制限を撤廃し、中学3年生までの医療費の全額を償還払いで助成。平成30年8月からは道内の医療機関において、現物給付により医療費を全額助成。(窓口での自己負担なし)

③出産祝金・入学祝金事業 【継続】

子どもは次世代を担い、明るく豊かで住みよい活力ある、安全で安心できる町づくりの基本財産であるという認識から、本町の住民に対し出産及び小学校入学時に祝い金を支給。

区分	出産祝金	入学祝金
第1子	3万円	—
第2子	3万円	—
第3子	15万円	15万円
第4子	25万円	25万円
第5子以降	50万円	50万円

## 第5章 基本目標ごとの取り組み（行動計画）

### 1 地域における子育ての支援

#### 【現状と課題】

近年、核家族化、都市化が進む中、地域において人と人とのつながりが希薄になり、身近に相談できる人、協力できる人が少なくなったことから、育児の孤立等が進み、母親の育児負担が増えています。

「アンケート調査」によると就学前児童や小学生のいる保護者の85%以上の方は、何らかの悩みを感じていると回答しています。こうした保護者の不安や負担感を軽減し、安心して子育てができるような地域社会を築くためには、すべての子育て家庭に対して、様々な子育て支援サービスの提供を図ることが必要です。

特に、女性の社会進出が増加している中、子育てをしている人が安心して働くことができる環境の整備やニーズに応じたサービスの充実が求められています。

また、子どもの虐待やいじめなどの問題が顕在化していることから、子どもが健やかに成長する権利を尊重し、かつ保障されるよう環境の整備が急務となっています。

さらに、児童の健全育成を図る上で、地域において児童が自主的に参加、交流できる場が必要であり、各種事業で様々な体験活動の機会を提供し、地域の人材育成にも取り組むことが必要です。

施策	施策の方向	主な取組
(1) 保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認定こども園、保育園、へき地保育所における教育・保育、一時預かり等、質の高い保育・教育を推進します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 保護者の就労の有無や形態に左右されず、就学前の子どもに適切な幼児教育・保育の機会を提供し、その時期にふさわしい成長を促すため認定こども園、保育園、へき地保育所の充実を図ります。（子ども課）</li> <li>□ 子育てをしている人が安心して働くことができるなど、多用なニーズに応じて、利用しやすい保育サービスの提供に努めます。（子ども課）</li> <li>□ 障がい児が安心して保育を受けられる環境を充実します。（子ども課）</li> </ul>

施策	施策の方向	主な取組
	<p>■老朽化・狭隘化している認定こども園の改築を検討し、総合的な子育て支援機能を充実します。</p>	<p>□病児保育（町外小児科医院等で実施）負担軽減及び病後児保育を継続します。（子ども課）</p> <p>□未就園児の保護者の急な病気や怪我、育児等に伴う心理的・肉体的負担の軽減など一時預かり事業を継続します。（子ども課）</p> <p>□老朽化・狭隘化している認定こども園の改築を子育て支援を総合的に提供する観点で検討し、改築計画を策定します。（子ども課）</p>
(2) 子育て支援サービスの充実	<p>■すべての子育て家庭における児童の養育を支援し、子育てしやすい環境の整備を図ります。</p>	<p>□家庭内で保育している親子を対象に、育児不安などの相談や情報提供、親子遊びの広場などを行う子育て支援センター（中土幌児童ステーション内）及び認定こども園における子育て支援事業の充実を図ります。（子ども課）</p> <p>□冬期間の遊び場を確保し、親子で一緒に遊びを体験する場、親同士の交流の場の提供や育児に関する情報交換により、仲間づくりを進めます。（子ども課・教育課）</p> <p>□妊娠期から子育て期まで、切れ目のないサポートを提供する「ワンストップ相談窓口」として「子育て世代包括支援センター」を開設します。（保健福祉課・子ども課）</p>
(3) 子育て支援ネットワークづくり	<p>■関係機関の連携による子育て支援や、児童の虐待防止に取り組む要保護児童対策地域協議会をより積極的に推進し、地域全体で子育て家庭を支える環境の充実を目指します。</p>	<p>□民生委員・児童委員と協力し、住民と協働した福祉活動の展開や情報提供の充実に努めます。（保健福祉課）</p> <p>□要保護児童対策地域協議会を定期的で開催し、関係機関とのネットワークの強化を図り、個別事例はケース会議を開催し、迅速な問題解決に努めます。（保健福祉課）</p>

施策	施策の方向	主な取組
		<input type="checkbox"/> 地域における保育資源を発掘し、地域における相互援助活動であるファミリー・サポート事業を継続します。(子ども課) <input type="checkbox"/> 子育てサークルの育成・支援に努めます。(子ども課)
(4) 児童の健全育成	<p>■子どもたちが地域で自由に遊び、安全に過ごすことができるような「子どもの居場所」となる環境づくりを進めます。</p> <p>■地域全体で児童の健全育成を推進するため、子ども会や少年団活動の支援や少年団の指導者の発掘・養成を図ります。</p> <p>■児童の問題行動の未然防止活動を推進します。</p>	<input type="checkbox"/> 放課後児童健全育成事業(学童保育・放課後児童クラブ)の充実に努めます。(教育課) <input type="checkbox"/> 児童の自然とのふれあいや集団生活体験などを行うサタデースクールの充実に努めます。(教育課) <input type="checkbox"/> すべての児童がボランティア活動、社会参加活動などの多様な体験活動を行う機会を提供します。(教育課) <input type="checkbox"/> 子ども会、文化・スポーツ少年団活動を推進し、指導者の育成や地域ボランティアの協力を得て、地域における児童の健全育成活動を支援します。(教育課) <input type="checkbox"/> 非行や問題行動などの未然防止のため、関係機関と連携を図り、巡視指導活動、相談や、啓蒙・広報活動を継続します。(教育課) <input type="checkbox"/> スマートフォン・タブレット等の情報機器による事件・事故に巻き込まれないための事業等を実施します。(教育課)
(5) 世代間交流の促進	<p>■地域の社会資源を活用しながら、世代間交流を進め、高齢者も含めた地域全体で子育てを支援する環境づくりに努めます。</p>	<input type="checkbox"/> 老人福祉施設の訪問など世代間の交流事業を継続します。(子ども課)

## 2 母と子どもの健康の確保・増進

### 【現状と課題】

近年、社会的な環境の変化により、晩婚化が進む一方、若年出産の増加など、妊娠や出産を取り巻く環境は大きく変化しています。また、核家族化の進展によって、孤立した家庭における子育ては、育児不安や、子どもへの虐待、子どもの心の病気などの問題をますます深刻化させています。

これらの現状から、母と子どもの心とからだを守る健診・相談・支援体制をより一層充実し、妊娠や出産、子育てへの不安を軽減していくことが求められています。

さらに、「子育て支援は妊娠、出産から」との考えから、中高生や初めて子どもを持つ若い世代を対象に、妊娠、出産、子育てなどについて学習する機会を提供するとともに、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ることが必要となっています。

施策	施策の方向	主な取組
(1) 子どもや母親の健康の確保	<p>■安心・安全な出産のための知識の普及に努め、妊娠・出産に主体的に取り組むことができるよう支援します。</p>	<p>□不妊に関する相談や不妊治療に関する情報提供、専門医療機関の紹介を行います。(保健福祉課)</p> <p>□特定不妊治療費・不育症治療費の一部を助成し、経済的負担を軽減します。(保健福祉課)</p> <p>□妊婦の健康保持・増進を図るため、母子健康手帳の交付及び妊婦健康診査の受診券を交付します。(保健福祉課)</p> <p>□妊産婦安心出産支援費(通院にかかる交通費)助成を継続します。(保健福祉課)</p> <p>□生活環境・健康上のハイリスク者で支援が必要な妊産婦について早期支援・介入をします。(保健福祉課)</p> <p>□パパママ教室を開催し、父母ともに妊娠期を充実して過ごせるよう支援していきます。(保健福祉課)</p>

施策	施策の方向	主な取組
	<p>■より良い生活習慣の確立と育児不安の解消を図るため、各種健診・相談・訪問等を通じて、知識の普及啓発や支援体制の充実を図ります。</p> <p>■予防接種による感染症の発生や蔓延を予防するほか、医師会の協力の下での当番医制の実施を継続します。</p>	<p>□【再掲】妊娠期から子育て期まで、切れ目のないサポートを提供する「ワンストップ相談窓口」として「子育て世代包括支援センター」を開設します。(保健福祉課・子ども課)</p> <p>□子どもの健やかな発育と育児不安の解消を図るため、乳児家庭全戸訪問を行います。(保健福祉課・子ども課)</p> <p>□妊婦・乳幼児健康診査の未受診者の状況を把握し、受診勧奨を行います。(保健福祉課)</p> <p>□各種健診・各種教室・相談・訪問等を通じ、妊産婦・乳幼児の健康増進と子育て相談への対応を図ります。(保健福祉課)</p> <p>□電子母子手帳アプリ「母子モ」の活用による子どもの成長記録と予防接種・各種子育て情報の配信に努めます。(保健福祉課)</p> <p>□感染症の発生、蔓延予防のため、法で定められた定期予防接種を実施します。(保健福祉課)</p> <p>□認定こども園、保育所(園)、小中学校において健康診断を実施し、病気の予防や保健指導を推進します。(子ども課・教育課)</p> <p>□乳幼児等医療給付事業(中学校3年生まで)による医療費の無償化を継続します。(保健福祉課)</p> <p>□医師会の協力の下での休日当番医制の実施を継続します。(保健福祉課)</p> <p>□国保病院における総合診療医的な医師の確保に努めます。(国保病院)</p>

施策	施策の方向	主な取組
(2) 食育の推進	<p>■妊婦・乳幼児の栄養指導を行います。</p> <p>■認定こども園・保育所（園）における食指導を行います。</p> <p>■食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身につけ、心身の健康の増進を図ります。</p>	<p>□乳幼児健診、各種相談、各種教室において、個人の状況や発達段階に合わせた栄養指導を継続します。（保健福祉課）</p> <p>□幼児の生活実態アンケート結果から保護者と子どもに食育講話を継続します。（保健福祉課・子ども課）</p> <p>□認定こども園・保育所（園）給食だよりによる情報提供と食指導を継続します。（子ども課）</p> <p>□アレルギーなどに配慮した給食の提供と危機管理体制の充実に努めます。（子ども課）</p> <p>□食農体験学習「大地くんと学ぼう」を通して、地域の産業や食育を学ぶ学習の充実に努めます。（教育課）</p> <p>□「お弁当の日」を設け、食への感謝の気持ちを育みます。（教育課）</p> <p>□栄養教諭等による食育の指導を通し、望ましい食習慣や生活習慣の確立に努めます。（学校給食センター）</p> <p>□アレルギーなどに配慮した給食の提供と危機管理体制の充実に努めます。（学校給食センター）</p>
(3) 思春期保健対策の充実	<p>■児童生徒の発達段階に応じた性教育や喫煙防止教育等について、関係機関と連携し、性や性感染症予防の教育、喫煙や薬物に関する知識について普及啓発に努めます。</p>	<p>□子どもたち自身が心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるよう、相談体制や健康教育の充実に努めます。（教育課）</p> <p>□10代の自殺や不健康なダイエット等の思春期の課題や心の問題に対応するため、相談体制の充実に努めます。（教育課）</p>

施策	施策の方向	主な取組
		<input type="checkbox"/> 未成年の飲酒や喫煙、薬物等の影響について、保護者等をはじめ、地域ぐるみでの普及啓発を図ります。(教育課)

### 3 子どもの教育環境の整備

#### 【現状と課題】

近年、児童虐待の増加やいじめ、不登校、非行といった子どもを取り巻く環境の問題が深刻化していますが、その背景には、少子化の進行や、地域における地縁的なつながりの希薄化などが要因の一つと言われています。また、保護者の間では、子どもの教育やしつけの仕方がわからないといった育児に関する悩みが多くなっています。

家庭は、すべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣やモラル、自律心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担っています。家庭の教育力が向上するためには、学校や地域の協力を得ながら、保護者からの相談体制をより一層充実するとともに、若い世代から保護者の役割や責務を自覚できる社会環境づくりを進めていくことが必要です。

学校教育では、子ども一人ひとりが自らの能力を伸ばし、生き生きと学校生活を送ることができる「子どもが主役の学校づくり」が求められており、学校と地域が連携しながら、教職員の創意工夫による教育活動ができる環境づくりなど、特色ある学校づくりに努めることが必要です。

また、いじめ、不登校、非行などの課題解決に向けた教育活動に取り組むとともに、体験活動を通じた親子のふれあいや世代間交流を図るなど、子どもの健全育成を進めていくことが必要です。

施策	施策の方向	主な取組
(1) 次代の保護者の育成	<p>■学校の授業や体験活動を通して、男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義についての教育・啓発を図ります。</p>	<p>□家庭科、生活科、道徳科の授業で体験学習などを通して、乳幼児について考える機会を提供し、異年齢児や世代間の交流事業を検討します。(教育課)</p>
(2) 学校の教育環境等の整備	<p>■きめ細かい支援による学習環境の向上と学習内容の充実を図ります。</p> <p>■いじめや不登校など児童生徒の課題に対する相談指導体制の充実を図ります。</p>	<p>□児童生徒の実態に合わせた指導を行うため、各学校で学校課題や児童生徒の学習状況に応じた指導を行います。(教育課)</p> <p>□時代のニーズに則した講演会や多様な活動体験の場を提供します。(教育課)</p> <p>□いじめ・不登校等問題対策協議会を通じて適切な情報提供に努め、いじめ等の未然防止や早期発見、早期対応、早期解消に努めます。(教育課)</p>

施策	施策の方向	主な取組
	<p>■障がいのある児童の学習支援の実施など特別支援教育の充実を図ります。</p> <p>■保護者の教育費負担の軽減を図ります。</p>	<p>□学校の教育相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を図り、児童・生徒の問題行動等の防止に努めます。(教育課)</p> <p>□土幌町子育て支援連携協議会を中心に関係機関との連携に努めます。(教育課)</p> <p>□サポートファイル「ほろっと」の活用に努め、一人ひとりの教育ニーズに応じた指導の充実に努めます。(教育課・子ども課)</p> <p>□特別支援教育コーディネーターを中心として、各学校の個別の支援を必要とする子どもたちの指導体制の充実に努めます。(教育課)</p> <p>□小中学校就学援助費支給事業や主要5教科補助教材公費負担及び、高等学校等修学支援金事業を継続し、保護者の教育費負担の軽減を図ります。(教育課・保健福祉課)</p>
(3)家庭や地域の教育力の向上	<p>■家庭教育は教育の出発点であるという基本的認識を踏まえ、家庭教育力の向上を図ります。</p> <p>■児童生徒の地域行事への参加やPTA活動、町内会活動、生涯学習活動などの促進のほか、こども会、各種文化・スポーツ活動等の支援に努めます。</p>	<p>□認定こども園、保育所(園)、小中学校の保護者会や行事等を通して、家庭教育の重要性を啓発します。(子ども課・教育課)</p> <p>□家庭教育に関する学習の機会や情報の提供、相談体制の充実を図ります。(子ども課・教育課)</p> <p>□ブックスタート事業、教育を考える集いを通して保護者が子どもと共に学ぶ機会の充実に努めます。(教育課)</p> <p>□多様な経験を積みながら、健康に育つようボランティア・社会参加活動機会の拡充を図ります。(教育課)</p>

施策	施策の方向	主な取組
		<input type="checkbox"/> 教育を考える集いの開催により、保護者が子どもと共に学ぶ機会の充実を図ります。(教育課) <input type="checkbox"/> 関係機関との連携による交流事業の充実を図ります。(教育課)
(4) 有害環境対策の推進	<p>■喫煙・飲酒・薬物乱用が健康に与える影響等、子どもが正しい知識を習得するための効果的な対応を図るほか、スマートフォン等の普及を踏まえた有害環境への対策に努めます。</p>	<input type="checkbox"/> 喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を実施します。(教育課) <input type="checkbox"/> 【再掲】スマートフォン・タブレット等による事件・事故に巻き込まれないための事業等を実施します。(教育課) <input type="checkbox"/> ネット依存、ネット被害、SNS等のトラブルを未然に防止するため、情報モラル教育を行います。(教育課)

## 4 子育てを支援する生活環境の整備

### 【現状と課題】

土幌町の優れた特性である豊かな自然環境を保全し、子どもの育ちにやさしい環境をつくり、これらの財産を次の世代に引き継ぐことは、重要な使命です。

また、生活基盤の整備が子育てに大きな影響をもたらすため、公共空間の確保や安全な道路交通環境の整備、子育てに配慮した住環境の質的向上が必要です。

さらに、公共施設のユニバーサルデザインの推進など、子育て中の親を含めたすべての人に配慮した「安全・安心で快適なまちづくり」を行い、気軽に乳幼児を連れて歩ける施設環境が求められています。

アンケート調査では、「雨天、冬期間に遊べる場所」の要望が数多く出ています。

施策	施策の方向	主な取組
(1) 安全な道路交通環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■親子が安全に安心して外出することができる道路交通環境を確保します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□安全で歩きやすい歩道の確保や適切な維持管理を推進します。(建設課)</li> <li>□通学路や学校周辺の注意啓発看板等の設置や回転灯などを設置する交通安全対策を継続実施します。(町民課)</li> </ul>
(2) 安心して外出できる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>■妊産婦や乳幼児連れの親子が安心して外出できる環境整備に取り組みます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□多目的トイレの整備やベビーシート、ベビーチェアなどの設置や授乳室の配置の促進を図ります。(全課)</li> </ul>
(3) 子どもの遊び場の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■公園の適切な維持管理を図ります。</li> <li>■雨天時、冬期間の遊び場の確保と親子で参加できるイベント等の開催を検討します。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□公園の遊具などの定期点検や補修、更新により、適切な維持管理を図ります。(建設課)</li> <li>□雨天、冬期間の子どもたちや親子連れなどが安心して遊べる場所の確保に努めます。(子ども課・教育課)</li> <li>□親子で遊びながら学習できるイベント等の開催を検討します。(子ども課・教育課)</li> </ul>

## 5 仕事と家庭との両立の推進

### 【現状と課題】

これまでは、家庭生活よりも職場生活が優先されてきました。また、出産後に社会に復帰する女性は増加傾向にありますが、職業生活以外での家事・育児・介護等のほとんどを女性が担っているのが現状です。

最近では、未婚化・晩婚化が進展する一方で、仕事と家庭の両方を担ってきた女性が、出産、子育てをためらう傾向がみられ、それが少子化の要因の一つとなっています。

仕事と子育てが両立できる職場環境の整備や、家庭における男女の役割分担などの見直しを含めた、新しいワーク・ライフ・バランスの推進が求められています。

また、結婚、出産後も希望する女性が仕事を続けられるよう、育児休業や短時間勤務制の導入など、職場環境の整備を進めることが必要です。

施策	施策の方向	主な取組
(1) 男女の働き方の見直し・多様な働き方の実現	■ワーク・ライフ・バランスの推進や多様な働き方の選択ができるよう働き方の見直しを図ります。	□子育てしやすい労働環境、多様な雇用環境の整備に柔軟に対応する事業所の拡大を図るため、子育て支援関係法令の情報提供や要請を行います。(子ども課)
(2) 仕事と子育ての両立の推進	■男女平等参画社会の実現や仕事と子育ての両立を推進します。	□育児休業の取得促進や子育て期間中における短時間勤務制の導入など、多様な仕事と子育てを両立しやすい職場環境への取り組みや情報提供を行います。(子ども課) □夫婦がお互い協力して子育てを行う機運を醸成するための広報啓発活動や子育てに関する情報提供を行います。(保健福祉課・子ども課)

## 6 子ども等の安全の確保

### 【現状と課題】

急速な過疎化・少子化・高齢化・核家族化の進展等により、子どもを取り巻く社会環境も変化し、発生する犯罪に子どもが巻き込まれるケースも全国的に増加しています。児童・生徒等の登下校時における変質者・不審者による被害が報告され、日常生活での子どもの安全確保が求められています。

また、交通環境の変化や交通マナーの低下、あるいは交通ルール違反などによる交通事故が後を絶たず、特に交通弱者である多くの子どもや高齢者などがこの犠牲になっているのが現状です。加えて、高齢ドライバーによる事故も増加しています。

このようなことから、歩行者やドライバー双方に交通ルールの習得と交通安全の啓発を行うとともに、歩行者の視点に立った「まちづくり」を進めていく必要があります。

施策	施策の方向	主な取組
(1) 交通安全教室の推進	<p>■児童・生徒やドライバーへの交通安全啓発などにより、交通事故のない安全・安心な町づくりを推進します。</p>	<p>□小学生、保育所（園）・認定こども園児を対象に、警察や関係機関等の協力により開催している交通安全教室を継続実施します。（教育課・町民課・子ども課）</p> <p>□交通安全資材や教材の配布による普及啓発活動を継続実施します。（教育課・町民課・子ども課）</p> <p>□小学校登下校時における交通安全指導員の配置による交通安全に対する意識の高揚と安全確保の取組を継続します。（町民課）</p> <p>□旗波街頭啓発やデイ・ライト運動を継続します。（町民課）</p>
(2) 犯罪等の被害防止活動	<p>■子どもを犯罪等の被害から守るため、町内会や関係団体などの協力や警察や関係機関との連携を図り、情報交換や犯罪などの迅速な情報提供による被害の未然防止に努めます。</p>	<p>□地域の実態に即した犯罪被害防止にかかる広報啓発や防犯巡回活動を継続します。（町民課）</p> <p>□防犯カメラによる犯罪の未然防止と迅速な解決に努めます。（町民課）</p> <p>□マ・メールの活用により、子どもを犯罪等の発生情報や注意喚起を促すことのできる環境整備を行います。（教育課・子ども課）</p>

## 7 支援を必要とする児童への取り組みの推進

### 【現状と課題】

近年、児童虐待に関する相談件数は、増加する傾向にあり、暴力や育児放棄（ネグレクト）等により、その内容も深刻化・複雑化しています。すべての児童の健全な成長を保障するためには、児童虐待の防止と早期発見が課題となっており、親と子どもとの問題行動に地域全体で対応する仕組みづくりが求められています。

一方、離婚の増加等により、母子家庭等のひとり親家庭が増えていると考えられますが、ひとり親家庭における子育ては、一般的に経済的・社会的に不安定な状態であり、自立した社会生活を送ることができるよう支援を進めていくことが必要です。

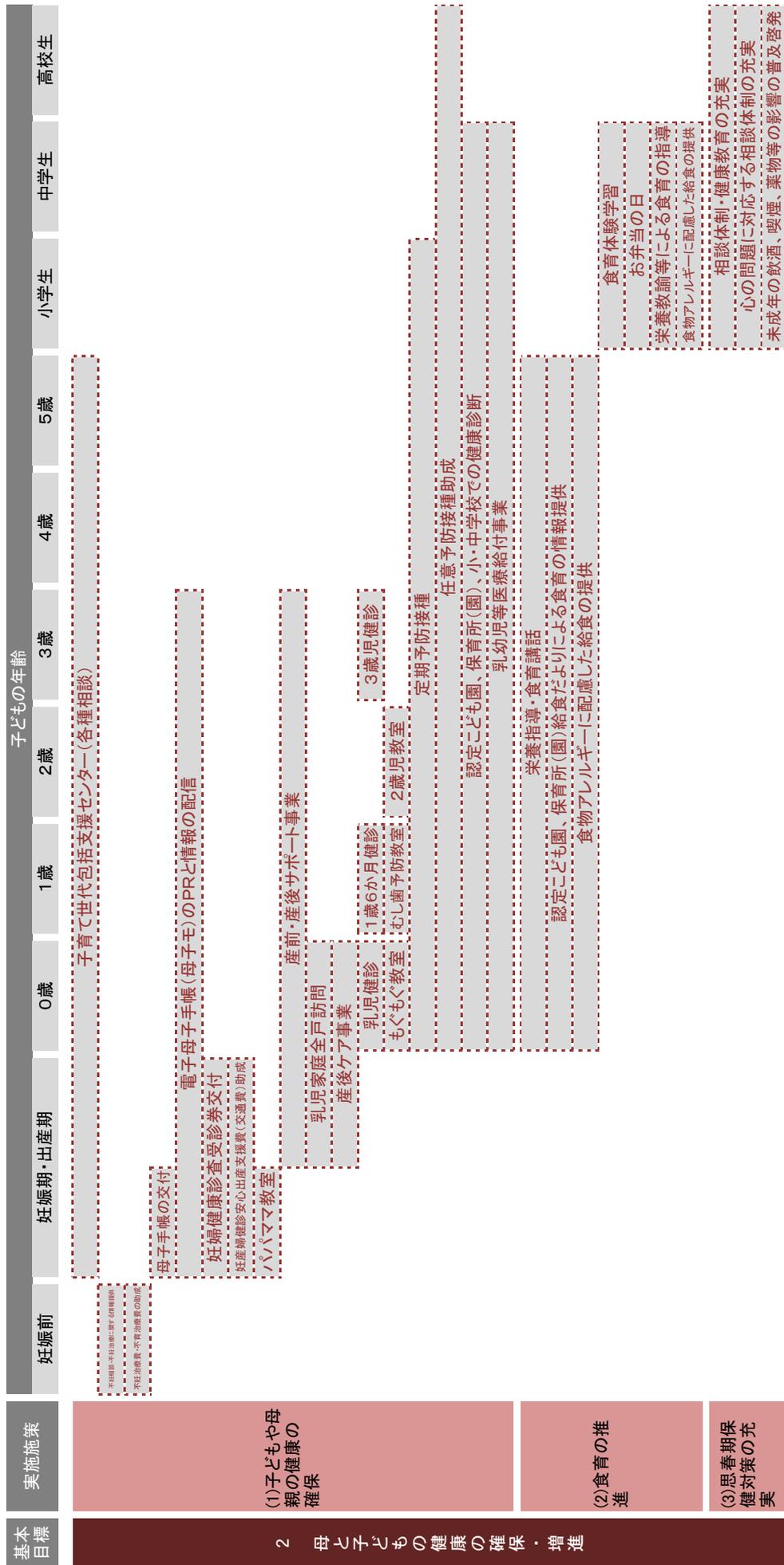
また、障がいを持つ子どもの健全な発達を支援し、地域で安心して生活できる環境の整備が求められています。

施策	施策の方向	主な取組
(1) 児童虐待防止対策の充実	<p>■ 関係機関の連携協力による相談・対応の充実を図るとともに、児童虐待の防止と早期発見のため、地域のネットワーク化を推進します。</p>	<p>□ 乳幼児健康診査や保健活動、乳児家庭全戸訪問事業を通じ、養育支援を必要とする家庭を早期に把握します。（保健福祉課）</p> <p>□ 各担当課や関係機関との連携を強化するとともに、民生児童委員をはじめとした「地域のちから」の助けを借り、児童虐待を防止します。（保健福祉課・教育課・子ども課）</p> <p>□ 要保護・要支援児への組織的な対応及び評価を確保するため、道などが実施する講習会への参加等を通じた体制の強化及び資質の向上を図ります。（保健福祉課・教育課・子ども課）</p> <p>□ 児童相談所をはじめとした関係機関と連携し、児童虐待による重大事例の発生をくい止める体制を強化します。（保健福祉課）</p>
(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進	<p>■ ひとり親家庭に対する経済的支援や就労支援など取り組みの充実を図ります。</p>	<p>□ 子育て・生活支援として、サービス利用における助成を継続します。（保健福祉課・子ども課）</p>

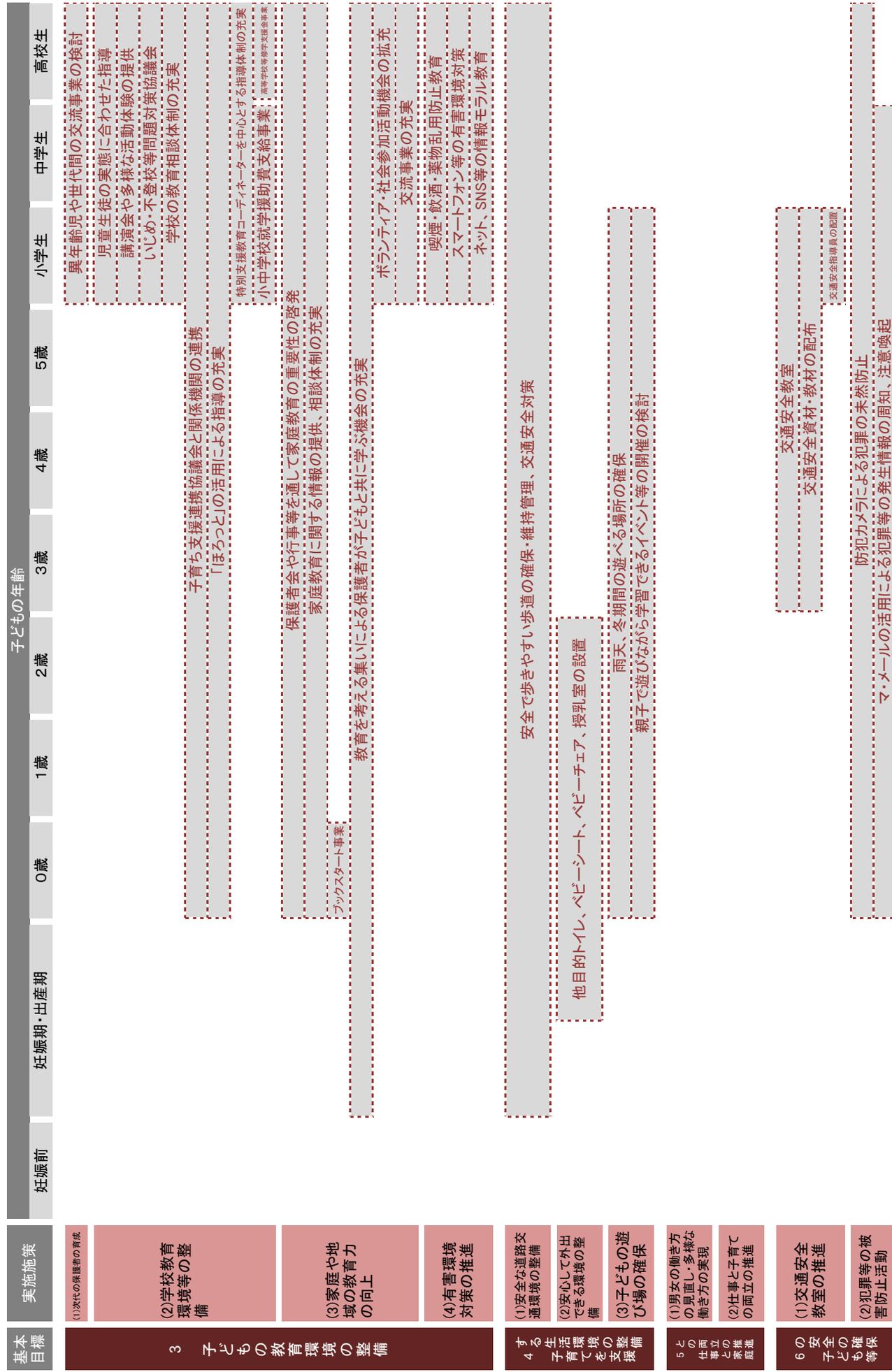
施策	施策の方向	主な取組
		<input type="checkbox"/> ひとり親家庭等に対する医療費の助成を継続します。(保健福祉課) <input type="checkbox"/> 子どもの貧困対策として、ひとり親家庭への支援施策の充実を図ります。(教育課・保健福祉課・子ども課) <input type="checkbox"/> 自立相談支援事業所「とがち生活あんしんセンター」の活用により、就労支援を図ります。(保健福祉課)
(3)より個々の特性に応じた児童への施策の充実	<p>■関係課が連携をとり、障がいに応じた専門機関のサポートを受けながら支援体制の充実を図るとともに社会的障壁の除去に努めます。</p> <p>■保護者の育児不安の解消を図るため、心身の発達状況の確認や相談を実施します。</p> <p>■特別な教育的支援の必要な児童生徒への指導及び施設整備の充実を図ります。</p>	<input type="checkbox"/> より身近な地域で、適切な支援を行うため、こども発達相談センターにおける指導体制・指導内容を充実します。(教育課) <input type="checkbox"/> 年少期からの養育の充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、通園やリハビリテーション等に係る交通費の助成を継続します。(保健福祉課) <input type="checkbox"/> 心身の発達の遅れや障がい、慢性疾患を有する子ども等発達の経過観察が必要な家庭を訪問し、関係機関と連携を図りながら、育児の悩みや不安を軽減します。(保健福祉課・子ども課) <input type="checkbox"/> 特別支援学級における生活介助員の配置、通常学級における学習支援員の配置など学習支援体制と施設整備の充実を図ります。(教育課)



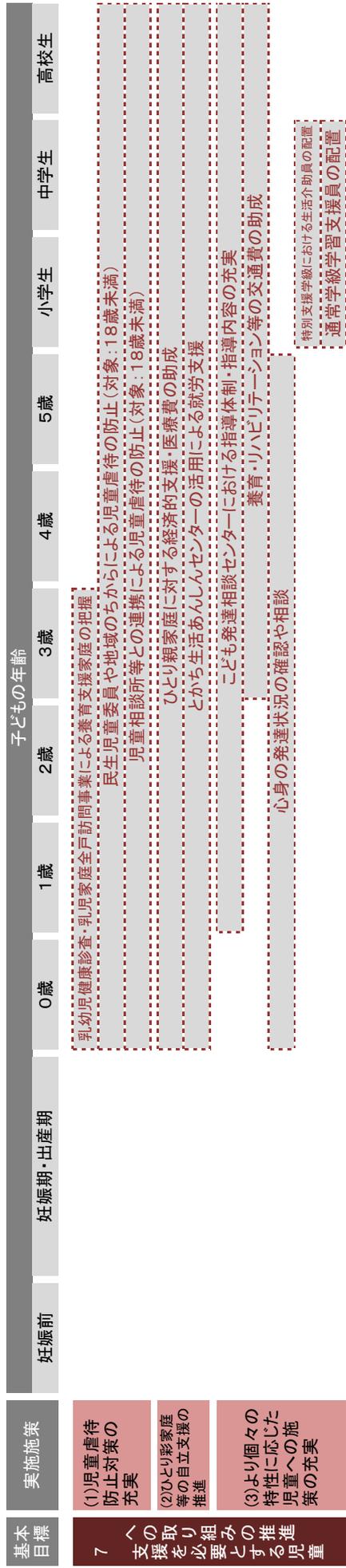
# 子育て支援施策の全体像



# 子育て支援施策の全体像



# 子育て支援施策の全体像



## 第6章 計画の推進及び点検評価

### 1 計画の推進体制

#### (1) 町の推進体制

町では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、保健医療福祉センター長を委員長に、関係職員を委員とする「土幌町子ども・子育て支援庁内検討委員会」を設置しており、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。

#### (2) 土幌町子ども・子育て会議

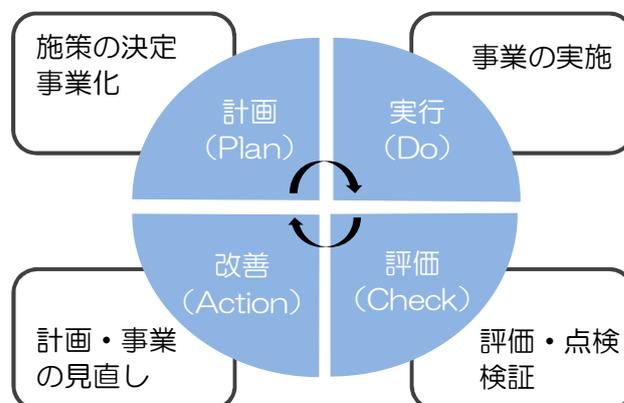
町では、子ども・子育て支援法に基づき、「土幌町子ども・子育て会議」を設置しています。

子ども・子育て会議では、町長の諮問に応じ、子ども・子育て支援の重要事項の調査審議等を行うとともに、本計画の進捗状況等の検証を行います。

### 2 計画の点検評価

点検評価にあたっては、子ども・子育て会議をはじめ、保護者からの意見を踏まえ、毎年度の取り組みの概要、事業指標の達成状況などについて、町民にわかりやすい内容となるように努めます。

また、計画策定・実行・評価・改善（PDCA）のサイクルを重視し、点検評価結果等を踏まえ、必要に応じて施策の内容や取り組み方法等の見直しを行うこととします。



## 資料編

### 1 土幌町子ども・子育て会議条例

---

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。次条第2項において「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、土幌町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員10人以内で組織する。

2 会議の委員は、子どもの保護者(法第6条第1項に規定する子どもの保護者(同条第2項に規定する保護者をいう。))をいう。)、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。))に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が任命する。

(委員の任期)

第3条 会議の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第5条 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、子ども課において処理する。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

## 2 土幌町子ども・子育て会議委員名簿

(任期：平成29年10月1日～令和元年9月30日)

No.	区分	氏名	所属等	備考
1	事業主を代表する者	松浪 浩之	社会福祉法人 温真会（中土幌保育園）	会 長
2	学識経験のある者	西根 恵子	元小学校養護教諭	会長職務代理
3	子どもの保護者	西沢 暁子	認定こども園保護者会代表	
4	〃	名波 竜一	川西へき地保育所保護者会代表	
5	〃	二川 寿幸	元下居辺小学校PTA代表	
6	〃	松村 雅美	中土幌保育園保護者会代表	
7	事業主を代表する者	大野 晃康	NPO法人上居辺へき地保育所	
8	〃	山田 洋輔	元NPO法人佐倉へき地保育所	
9	労働者を代表する者	山中 洋子	土幌地区連合会長	
10	そ の 他	小椋 玲奈	土幌小学校PTA	

(任期：令和元年10月1日～令和3年9月30日)

No.	区分	氏名	所属等	備考
1	事業主を代表する者	松浪 浩之	社会福祉法人 温真会（中土幌保育園）	会 長
2	事業主を代表する者	大野 晃康	NPO法人上居辺へき地保育所	
3	学識経験のある者	西根 恵子	元小学校養護教諭	
4	子どもの保護者	西沢 暁子	認定こども園保護者会代表	
5	〃	野口 恭兵	川西へき地保育所保護者会代表	
6	〃	大野 有貴	中土幌保育園保護者会代表	
7	〃	飯島 広典	下居辺地区代表	
8	〃	山岸 和佳	佐倉地区代表	
9	労働者を代表する者	山中 洋子	土幌地区連合会長	会長職務代理
10	そ の 他	西山 伸宏	土幌小学校PTA会長	

### 3 士幌町子ども・子育て会議開催状況

平成30年度

回	年月日	内容
第1回	平成30年10月 3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子ども・子育て支援事業の見込み量進捗状況について</li> <li>・平成30年度ニーズ調査の実施方法及び実施内容について</li> <li>・第2期子ども・子育て支援事業計画策定業務について</li> <li>・その他（認定こども園認可定数の変更（案）について）</li> </ul>

令和元年度

回	年月日	内容
第1回	令和元年 5月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期子ども・子育て支援事業計画策定の諮問について</li> <li>・第2期子ども・子育て支援事業計画の策定について</li> <li>・地域子ども・子育て支援事業の見込み量の実績</li> <li>・第2期子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査集計報告</li> </ul>
第2回	令和元年10月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援サービスの提供見込量（実績）について</li> <li>・第2期子ども・子育て支援事業計画（素案）について</li> </ul>
第3回	令和元年12月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て会議委員からの意見について</li> <li>・第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について</li> </ul>
第4回	令和2年 2月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2期士幌町子ども・子育て支援事業計画（案）に関する町民等意見提出制度（パブリックコメント）の結果公表（案）について</li> <li>・第2期士幌町子ども・子育て支援事業計画（案）の一部変更について</li> <li>・第2期士幌町計画子ども・子育て支援事業計画の答申書（案）について</li> <li>・第2期士幌町計画子ども・子育て支援事業計画の答申</li> </ul>

士子子発  
令和元年5月22日

士幌町子ども・子育て会議  
会長 松浪 浩之 様

士幌町長 小 林 康 雄

第2期士幌町子ども・子育て支援事業計画の策定について（諮問）

本町の子育て支援は、士幌町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～令和元年度）により推進してきましたが、今年度末で計画期間が終了になります。

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、「第2期士幌町子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）」の策定について、「士幌町子ども・子育て会議」の意見を求めます。

（子ども課子育て支援係）

令和2年2月25日

士幌町長 小林 康雄 様

士幌町子ども・子育て会議  
会長 松浪 浩之

第2期士幌町子ども・子育て支援事業計画の策定について（答申）

令和元年5月22日付けで諮問された「第2期士幌町子ども・子育て支援事業計画」の策定について、別添のとおり答申いたします。

なお、今後、子ども・子育て支援に係るニーズを十分に考慮しながら、計画の基本理念である、①子どもたちが健やかに成長することのできるまち、②人に子育てにやさしいまち、③社会全体、地域で子育てを支援するまち の実現に向け、計画が着実に推進されることに加え、認定こども園「なかよし」の改築計画を出来る限り早期に策定し、改築に着手されることを要望いたします。

〔添付資料〕 第2期士幌町子ども・子育て支援事業計画（案）